

尖閣島名の淵源（下）

いしみのぞむ（石井望）

長崎純心大學准教授

〔成果概要〕

島名出現以前の海域覇権

最古の島名「釣魚嶼」を何びとが命名したか不明だが、更に早い年代の尖閣海域覇権の状態を探索すると、琉球側が命名した確率が圧倒的に優勢である。

モンゴル元國の時代、八重山沖繩では既に福建白磁を輸入開始してゐたが、同時代の福建史料では琉球（沖繩）航路は完全に缥缈不可知の地とされてゐた。よって琉球人が先に船に白磁を積んで尖閣海域を渡航してゐたと分かる。

福建文人黄澤の記録によれば、第一回遣使楊載の船中のパイロットは福建人ではない。福建人以外では琉球パイロットのみこれに擬し得るので、琉球パイロットが最初から尖閣航路を導引したと考へられる。黄澤著の原寫本は福建省圖書館に藏せられ、數葉のみ公開されてゐるが今後全本を求めるべきである。

數十年來の定説は、琉球國初葉の四大宰相亞蘭匏・程復・王茂・懷機が全てチャイナ人だったとする。よって俗論でも琉球

の一切を明國が握ったかの如き説が盛んに散布され、乃至尖閣覇権をも握られてゐた印象を産んでゐる。しかし今次探索により亞蘭匏は「えらぶ」（沖永良部）、懷機は「ごえく」（越來、沖繩中部）であり、明國人ではないことをほぼ確定した。

さらに『四庫全書』中の史料により、琉球唐人程復の宰相位は明國側の虚構職に過ぎず、實情は秘書官として位階の低いまま明國に歸郷したことが分かった。王茂も大同小異と考へられる。その後も唐人は琉球王府の實権を握ることは無かった。

西曆十六世紀初葉にポルトガル航海士がマラッカに來航し、作成した地圖に臺灣島が載り、情報源は東南アジアの倭寇的琉球人と考へられる。臺灣島東岸を航行して全島外周の形状を理解せねばこの圖を作り得ない。後に朱印船時代にもこの島形認識を繼承し、臺灣東南側の離島にシマと名づけるに至った。

西曆千五百二十三年の寧波の亂に際し、福建側は琉球の武力を警戒し、琉球の使者を通じて日本と調停を謀った。その十餘年後に陳侃が琉球に渡航したのは、警戒のため琉球事情を偵察するのが目的の一つと考へられる。陳侃が琉球パイロットの導引のもとで最古の尖閣島名「釣魚嶼」に出逢ったのは偵察の成果であり、尖閣が琉球文化領域に屬してゐたことを示す。

琉球の海洋覇権は福建沿岸まで覆ひ盡くし、尖閣最古の釣魚嶼も琉球名であった可能性が高い。

〔詳解〕

〈尖閣最古の島名出現の背景〉

尖閣の最古の島名「釣魚嶼」は西暦千五百三十四年陳侃『使琉球録』中に見える。琉球國の派した司針（パイロット）人員が導引して明國船が釣魚嶼海域を渡航する¹。琉球和名イヨコの漢譯であらうが、但しその年に琉球國が派した船員は主に三十六姓の「善く舟を操る者」であると陳侃は明記する。三十六姓の祖先は福建から來て那霸久米村に集まり住んでゐた。中華人民共和國の多數派の見解では、三十六姓等の福建の族裔が釣魚嶼航路の知識を琉球に持ち込むとともに司針に任ぜられたとしてゐる。

假に當初琉球人が釣魚嶼航路を熟知せず、福建人が先に掌握したとすれば、なぜ陳侃の東渡の時に福建地元では既に琉球航路知識を喪失してゐたのか。なぜ陳侃以後、冊封船が東渡するたびに必ず三十六姓の導引に頼り、密室まで設けて優遇し、福建本土の船員に司針を任せなかったのか²。

¹ 参照：拙著『尖閣反駁マニュアル百題』、集廣舎、平成二十六年五月。

² 参照：拙著「歐洲史料尖閣癩祭録」第百回、平成二十九年一月十四日、『八重山日報』。

島名の沿革及び密室導引等の状況を見れば、答へはすでに明白である。琉球國は先に島名、地理及び航路を掌握してをり、その後で知識を三十六姓に授けたのである。但し造船操船は福建が優れてをり³、分業を成してゐた⁴。陳侃は福建の耆民の家で過海の事宜を得たが往來の海道を得られなかった⁵。其の

³ 但し琉球造船が一方的に劣ってゐたわけではなく、李氏朝鮮では琉球國船匠の造船術を閲試した上で製造を命じた。朝鮮實錄世宗十二年（西暦千四百二十年）陰曆五月十九日に「江南、琉球、南蠻、日本諸國の船は堅緻輕快なり」と評し、十五年、十六年の間（西暦千四百二十三年、三十四年）に造船の記述が見える。現代の先行研究あり。

⁴ 分業については拙著「釣魚嶼史三議」、平成二十八年二月二十五日、東京財團・社會科學院日本研究所、第四回東海論壇。石平『眞實の尖閣史』第一章、第四十四頁、扶桑社、平成十九年。拙著「丁酉戊戌東方學四章」、『純心人文研究』第二十五號、第四及第九頁、平成三十一年。

⁵ 陳侃『使琉球録』附「謹題す、咨訪を周くして以て採擇に備へる事のためなり」に曰く、「造船並びに過海の事宜、皆な耆民の家に訪ねてこれを得たり。往來の海道、交祭（際）の禮儀に至っては、皆な従りて詢問する無し」と。

一を得て其の二を得なかったのだから、過海の事宜は航海術であり、往來の海道は琉球までの中間の航路である。航海術と航路導引とを分業してゐたことが分かる。

しかしこれに満足せず、更に遡って西暦十四、十五世紀の那覇福建間の海洋覇権が誰の手に掌握されてゐたのか考へるべきである。覇権を掌握すれば自づと地理、島名及び航路等の知識を掌握し得るからである。

〈琉球明國間の和議〉

尖閣島名出現以前の歴史は現代國際法に關はらないが、島名出現の背景は理解する必要がある。

元明革命期、浙江の方國珍や福建の陳友定らが沿海に割據し、敗殘後も餘黨が前期倭寇と聯合したため、朱元璋は討伐に苦心してゐた。この時期の倭寇は朝鮮半島及び山東省を勢力域としたのみならず、福建沿岸にも進出した。

南京の朱元璋は洪武元年（西暦千三百六十八年）に一齊に使者を諸外國に派遣し、明國の天下を諸國に昭告したが、日本には南北朝動亂のため遅れて洪武二年（西暦千三百六十九年）と洪武二年（西暦千三百七十年）に使者楊載を派遣し、二度目に日本から歸國したのは洪武四年（西暦千三百七十一年）陰曆十

月である⁶。

そして二か月後の洪武五年（西暦千三百七十二年）陰曆正月中旬に、楊載は慌ただしく今度は琉球に派遣され、琉球と和議して倭寇を牽制せんと急いだ。急ぎながら遅れた原因について、朱元璋の詔諭は「琉球は遠く海外に在るがゆゑに派遣が遅れた」と述べたことが顯著である。この時代までチャイナでは臺灣と沖繩との區別がつかずに併せて流求と呼んでゐた。モンゴル元國では瑠求（琉球の異體字）と呼んで使者を派遣したが、到達した地が瑠求か否かも分からなかった。

『皇明實錄』洪武四年（西暦千三百七十一年）陰曆九月辛未、洪武帝は隋の煬帝が琉球を征討した故事を引き民亂の源として戒諭した。文中で海外の未服從の國（琉球）を「阻山越海」（島と海を隔てる）と形容する。この時海外諸國は既に多く朝貢を開始してゐた。しかし元國が瑠求の地を得られなかった前事も遠からず、この時點では明國朝廷は琉球との間で朝貢冊封の約を締結できると期待してゐない。その原因を洪武帝みづから辯解したのがこの戒諭の主旨である。ところが翌月、楊載が歸國するや明國朝廷は俄かに締約を急いだ。三か月ですぐ

⁶ 今枝愛眞・村井章介「日明交渉史の序幕」、『東大史料編纂所報』第十一號。

にまた楊載を派し、餘人を派しなかつた所以は、日本が楊載に沖繩情報を提供し、且つ沖繩を琉球と呼んだと考へられる。

史料に使節楊載を記載したのは胡翰「楊載に贈るの序」も著名である⁷。胡翰は駙馬王公（王恭）が楊載に清廉潔白を失ふ勿れと戒めたことを述べ、東夷（琉球や日本内地など）に財寶があふれ、使節は賄賂を受ける恐れありとしてゐる。琉球が賄賂するといふ説はこれ以前には無かつた。琉球が既に富を蓄へてゐて、倭寇と區別せずには憂慮したのであらう。反朱元璋の餘黨が福建倭寇と聯合して巨額資金を得てゐたこともここから推測できる。

王恭は洪武二年（西暦千三百七十年）正月に福建省参政（副省長）に欽任され、洪武四年（西暦千三百七十一年）に福州に鎮守して城壁を修築した⁸。倭寇防衛のために洪武皇帝が授けた要務である。年譜にまとめれば以下の通り（括弧内のアラビア數字は西暦年）。

⁷ 原文及び書き下し文は、鄙著「漢文教材拾零和訓」、長崎純心大學『教職課程センター紀要』第五號、令和二年三月。

⁸ 『皇明實錄』洪武二年正月癸巳、及び黃仲昭『八閩通志』卷十二「地理・城池・福州府・府城」、卷二十一「秩官・鎮守・國朝」などに見える。鎮守は明國初葉の地方軍長官。

洪武二年（1369）、楊載を日本に派遣。
楊載歸國、南京で胡翰に會ふ。

三年（1370）正月、洪武帝、王恭を福州高官に任命す。
この年、楊載を再度日本に派遣す。

四年（1371）十月、楊載、日本から再度歸國す。
五年（1372）正月、楊載を琉球に派遣す。

この年春夏の間、楊載、使行の途次に福州で王恭に謁見す。
この年七月、琉球使節、楊載の歸國と同行して福建に渡航す。
この秋、胡翰、浙江省太末縣で琉球使節と楊載の一行に會ふ。
この年十二月、琉球使節、南京に朝貢す。
六年（1373）以後、胡翰、楊載に文を贈る。

洪武五年から琉球は明國と朝貢形式の貿易を始める。琉球は半ば倭寇の如く、海賊と商人との兩側面を含んでをり（後述）、明國が安定すれば官許下で通商を望み、明國側も頑強な琉球と和議を結ぶ必要があつた。近二三年來、筆者はこれを琉球倭寇と呼んでゐる。

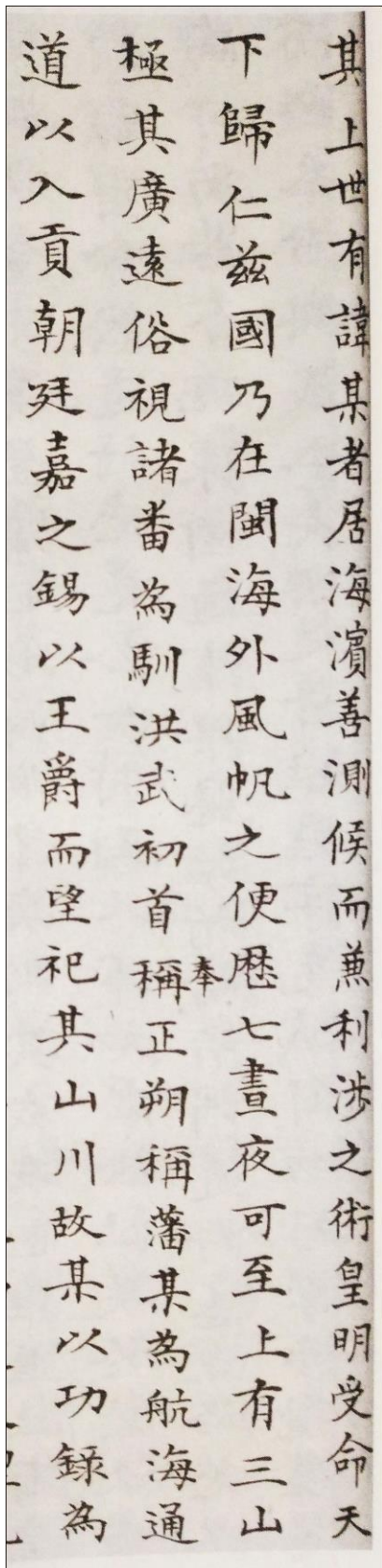
朝貢開始から明國は琉球を大いに優遇し、船舶多數を無料で琉球に與へた。優遇の目的が推測し難いとして議論久しく、日本を牽制するためとする説が近年多いが⁹、琉球自身が頑強

⁹ 主な研究は、岡本弘道「明朝における朝貢國琉球の位置附け

な武力でなければ牽制の効果を達し得ない。この時代、賊船出没する中で武力脆弱では渡海貿易も不可能である。實際は明國が琉球倭寇に打ち克てないため、皇帝から琉球に船舶等を献上して和議の代償としたといふ解釋のみ通じ得る。さらに宦官勢力も通商の利潤のために琉球優遇を維持した（後述）。

〈洪武初年に琉球人が尖閣航路を傳授した〉

西曆千四百六十六年、福州文人黄澤作「通事梁應の奉使して琉球に還るを送るの序」には、久米村三十六姓唐人梁應の祖父某が福建海岸に住んで水先案内を生業としたことを述べる（圖版一）。まづ和訓は以下の通り。



其上世有諱某者居海濱善測候而兼利涉之術皇明受命天下歸仁茲國乃在閩海外風帆之便歷七晝夜可至上有三山極其廣遠俗視諸蕃為馴洪武初首稱正朔稱藩某為航海通道以入貢朝廷嘉之錫以王爵而望祀其山川故某以功錄為

「（上略）其の上世に諱某なるもの有り、海濱に居し、測候を善くして利涉の術を兼ね。皇明、命を受け、天下、仁に歸するに、この國乃ち閩海の外に在り、風帆の便、七晝夜を歴（へ）て至るべし。上に三山あり、極めて其れ廣遠なり。俗、諸蕃にくらべて馴となす。洪武の初め、はじめて正朔を奉じて藩を稱す。某、航海の通道をなして以て入貢す。朝廷これを嘉（よ）みし、錫（たま）ふに王爵を以てして其の山川を望祀す。（下略）」

とその變化」、『東洋史研究』第五十七卷第四號、平成十一年。

圖版一 黄澤『旂山翁文集』卷三下より、「送通事梁應奉使還琉球序」、福建省圖書館藏清國寫本。平成二十六年海軍出版社『琉球文獻史料彙編』明代卷第四十七頁所收。

と。これによれば、洪武帝開國の時、福建から琉球三山まで遙かに七晝夜の航程であった。琉球は明國へ朝貢を開始し、梁應の祖父は航海通導（パイロット）をつとめた。そして皇帝は王爵を琉球に賜予し、琉球の山川を遠く祀った。航路導引の最も早い記録であり、中華人民共和國の虚偽宣傳に利用され易いであらうが、幸ひにまだ手段として使はれてゐない。

洪武五年（西暦千三百七十二年）、琉球海路不案内ながらやと楊載を遣使したこと前述の通り。『皇明實録』同年十二月によれば復路は中山王察度の貢使と同時渡海である。そして『皇明實録』の翌月（洪武六年、西暦千三百七十三年、陰曆正月）、明國朝廷は琉球すでに入貢せりとして其の山川を望祀した。従つて梁應の祖父の導引は望祀の前の洪武五年朝貢を指す。この望祀は導引の年代を證するのみならず、黄澤の記述の信憑性を高めてゐる。王爵及び望祀については後文に考證する。

梁氏の家譜には、族祖梁添が洪武の末に琉球に移民したとあり¹⁰、黄澤の記述でも老いて子の梁回と交替した後、永樂中に梁回は職階が累昇したとする。兩記載を併せれば梁應の祖父

梁添が洪武五年から約二十年間福建に居住して導引に従事した後、琉球に移民したと分かる。他の多くの史料で洪武二十五年に皇帝は二十六姓を琉球に賜予したとする説は、黄澤の記述によつてほぼ補證し得る。

洪武詔勅傳達は輝かしい事跡であり、かりに梁應の祖父が欽命使楊載の航路を導引したならば榮耀無比であらう。しかし黄澤はそれを述べず、東から西へ琉球使の朝貢を導引したとだけ述べるので、西から東へ楊載の往路を導引しなかったことが分かる。

西行きは大陸棚を北寄りに横断し、南の尖閣を通らないのが後の歴代の通例である。梁應の祖父が東から西へのみ導引した所以は、船が福建沿岸列島線を越えて西側の大陸に入港する際に海岸の岩礁が曲折して危険のため、地元のパイロットを必要とするのである。

西から東へ楊載の往路を別の福建人が導引し、梁應を任用しなかつた可能性はあるかといへば想定しにくい。往復路でパイロットが福建人から福建人に交替する理由が無い。

よつて西から東行きの尖閣航路では元から別種の人々が七晝夜を導引してゐて、福建人ではなかつたことが分かる。それは琉球人に外ならない。さらに推測できるのは、初期に琉球パイロットが尖閣航路を唐人に傳授したからこそ、後に久米村の唐

10 「吳江梁氏家譜」、『那霸市史』資料編第一卷六、「家譜

資料」一一、第七百五十三頁。

人が福建から東に琉球へ導引を職務とし得たのだらう。

わづか三か月の決定で楊載を渺茫不可知の琉球に派遣し、半年以内に渡航できた所以も、これにより思ひ半ばに過ぎる。その時既に福州から琉球まで毎夏の便船が存在した筈であり、楊載は例船に便乗した可能性が極めて高く、船中のパイロットは福建人ではなかった。

黄澤が朝貢開始を述べる前に七晝夜の語を先に出す所以は、洪武帝の勅諭が楊載派出前に琉球を「阻山越海」「遠處海外」と形容し、それを承けて出た語であらう。しかし黄澤は具體的に七晝夜として、洪武帝の形容を單純には承襲しなかった。實情として久しく前から航路が通じてゐたがゆゑだらう。風帆に便ありとは定期通船でないとしても、通常往來航路が有ることが知られてこそ便と呼ぶ。さもなければ七晝夜は風帆の阻となつてしまふ。航路が通じてゐながら洪武帝の遣使が遲滞した原因は、便船が福建人に屬せず、琉球倭寇が擁したがゆゑに、航路の詳細や乗船の可否について容易に知り得なかったのだらう。

『元史』瑠求傳によれば、福建から楊祥・呉志斗らを派遣して瑠求（流求）を捜し求めたが、達した地が瑠求であるか否か不詳に終わった。實際に到ったのは臺灣西南部のやうではあるが、今日から言へば臺灣であれ沖繩であれ、遠く求めて得られ

ぬ遐陬だったのである。前述の胡翰の序は『元史』成書から久しからずして撰せられ、楊載が琉球に出使するのは呉誌斗が未到の壯舉として贊へる。胡翰の基本認識もまた琉球を遙かに知られざる地としてをり、沖繩と臺灣とを區別できてゐない。

福建語の針路簿『順風相送』は巻前に永樂元年序（西暦千四百二年）を冠するが、巻下が西暦千五百七十二年以後に成り、澎湖以東の呂宋、琉球、日本航路を載せる。しかし巻上及び巻首は早い年代に成り、専らイスラム式航法の印度洋航路を主として、琉球航路を載せない¹¹。これもまた福建人が早い年代に琉球航路情報を持たなかったことを示してをり、黄澤・梁應の敘述と一致する。

考古學の動向は恰もこれに符合する。平安期から鎌倉前半葉まで、多數の唐船が博多に來航して陶磁器等を交易し、その關聯遺物（薩摩塔、碇石を主とする）は博多から南島へ南下する流通の方向性を示してゐるが¹²、逆に福建から琉球弧に沿つ

¹¹ 日本會議『日本の息吹』連載「中國の尖閣領有權の妄説を撃つ、釣魚島史の代表的漢籍に照らしても尖閣は日本の領土である」第四回「オックスフォード寫本で新事實、1403年に釣魚嶼なし」、平成二十五年七月。

¹² 參照：柳原敏昭「中世初期日本国周縁部における交流の諸

て北上した方向性は見られない。しかるに西暦十三世紀後半の
ほぼ元寇年代から南北朝前半葉までの間、博多から九州西岸を
南下する遺物は急減し、別途南島路沿ひに宮古八重山から沖繩
島に至るまで福建粗製白磁が流通した。この特色ある福建白磁
は今歸仁式、ビロースク式と呼ばれ、九州方面の磁器分類法と
異なる。この時期の南島路の白磁は流量さほど多からず、琉球
の地元人はこれを生活雑貨として消費し、九州への轉賣を主要
目的としなかったやうである¹³。白磁を自家消費するには購
入するだけの資金を要し、琉球は既に古來の夜久貝輸出乃至後
の東南アジア貿易で富を蓄へてゐた筈である¹⁴。前述の胡翰

相」、『専修大学社会知性開発研究センター古代東ユーラシア
研究センター年報』第二號、平成二十九年。高津孝等共著「南
西諸島現存碇石の産地に関する一考察」、『鹿児島大学法文学
部紀要人文学科論集』第七十二號、平成二十二年。

¹³ 参照：木下尚子等共著、平成十七至二十年度科學研究費補
助金基盤研究（A）（2）研究成果報告書「13、14世紀
海上貿易からみた琉球国成立要因の実証的研究―中国福建省を
中心に―」。

¹⁴ 西暦十四世紀にチャイナが琉球船から輸入した貨物品目は、
『皇明實錄』洪武二十二年（西暦千三百九十年）陰曆正月、馬

が琉球人の賄賂を警戒したのは、白磁夜久貝貿易が背景となっ
てゐたらう。『元史』の「瑠」字は琉の異體であり、玉偏が
示すかも知れないのは沖繩側が夜久貝を福建に輸出してゐたこ
とであらう。

この時期に南島路を渡航した船乃至パイロットは琉球に屬す
るか福建に屬するか、考古學界の見解は確定しないが¹⁵、胡
翰、楊載、黃澤、梁應及び『元史』、『順風相送』の記録によ
り、福建側が琉球航路を知らず、琉球側がパイロット乃至船隻
を擁したと結論すべき可能性が益々高いのである。

及び硫黄とともに蘇木・胡椒・乳香が見える。既に東南アジア
貿易を開始してゐたことを示す。後の『大明會典』卷百十二
「給賜番夷通例」にも蘇木・胡椒が見える。参照：岡本弘道
「琉球王国の交易品と琉球弧の域内連関」、佐々木史郎・加藤
雄三編『東アジアの民族的世界』所收、有志舎、平成二十三
年。

¹⁵ 琉球地元が主體となった可能性を推測するのは新里亮人
『琉球国成立前夜の考古学』第八十二頁、同成社、平成三十年。
福建が主體となった可能性を推測するのは木下尚子「琉球列島
における先史文化の形成と人の移動」、熊本大學『文学部論
叢』第百三號、第一十五頁、平成二十四年。

〈最初に西往きのみ導引したといふ三十六姓の共通認識〉

たとひ梁應の口述の實否を疑ふとしても、尖閣航路の最初の導引者が福建人以外の何者かだったといふ觀念が、西曆千四百六十六年の時點で三十六姓の間に確かに存在したことは否定できない。

この認識は梁應個人のみならず普遍的であり、後に洪武中の移住唐人に関する史料は全て當初の朝貢を述べるのみで、楊載詔諭傳達を唐人が導引したと述べない。恰好の例證として萬曆三十五年（西曆千六百七年）陰曆十二月十九日、夏子陽から琉球國王への公文に洪武年間の朝貢を述べて曰く、

「入貢航海、風濤叵測。彼參拾陸姓者、能習知操舟、以爲導引。」

（入貢に海を航し、風濤測るべからず。かの三十六姓は、よく操舟を習知し、以て導引を為す。）

と¹⁶。これは洪武中のどの年次と明指しないが、洪武の創例について、琉球から福建へ朝貢を導引したとだけ述べて、冊封使を福建から琉球へ導引したと述べないのは梁應の口述と同じであり、両者は同轍に出るかの如くである。

¹⁶ 『歴代寶案』第一集卷七、第十三件。参照：いしみのぞむ

『尖閣反駁マニュアル』第百五十一至百五十二頁。

夏子陽と同年同月の十二日、尚寧王からの上奏の大意としては、これより先萬曆二十二年と二十九年に琉球人が福建から琉球に歸る際、福建のパイロット阮國・毛國鼎による導引を求めてやっと渡海できたと述べるが¹⁷、其の實尚寧王は徳川氏及び島津氏の意を承けて明國貿易擴大を求めするために謀計して無知を装ったに過ぎず、阮毛二名は既に久米村の官吏に任命されてゐた。久米村の口述傳説によれば、琉球王府が阻止して毛國鼎を福建に歸さなかつたとされ、謀計の一斑を見ることができ¹⁸。

別の例として『皇明實錄』成化五年（西曆千四百六十九年）陰曆二月によれば三十六姓の蔡璟の祖父が「洪武初」に琉球國に派遣され、「導引進貢、授通事」（進貢を導引し、通事を授けらる）といふ。蔡氏家譜と併せ考へれば洪武初とは洪武二十五年の三十六姓賜予を指し、洪武初は明初の洪武年間といふほ

¹⁷ 『歴代寶案』第一集卷四の第五件に見える。参照：和田久徳等「『明実録』の琉球史料」第二冊第七十六至七十七頁、沖縄縣文化振興會公文書管理部史料編集室編、平成十八年。

¹⁸ 伊波普猷「浄土眞宗沖繩開教前史」、『明治聖徳記念學會紀要』第一十六號、第十頁、大正十五年。

どの意に過ぎない¹⁹。とはいへ冊封を導引したのでなく朝貢を導引した記述は黄澤と異なる所が無い。

歴代諸史料中、福建のパイロット（歸化三十六姓を含まず）が東に琉球へ自力で導引した記録は存在せず、導引できなかった記録だけ存在する。更に福建沿岸の馬祖列島から早くも琉球パイロットが導引を開始した記録も存在する²⁰。

西暦千五百三十四年最古の釣魚嶼より更に前につき、尖閣航路を誰が先に掌握したかが近年の争点である。今黄澤・梁應の具體的敘述により洪武初年に琉球人が既知の航路を三十六姓に傳授したことがほぼ明白となった。このたびの大きな成果である。

黄澤の原序を収める『旂山翁文集』は福建省圖書館藏の孤本

¹⁹ 蔡氏家譜（儀間家及び具志家）にもとづけば祖父の年代は蔡崇であり、洪武二十五年に二十六姓の一として琉球に賜与されてゐる。『那霸市史』資料編第一冊六上「蔡氏家譜」、第二百二十五頁及び二百九十三頁等。参照・小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』第百八十四頁、昭和十四年、日本評論社。

²⁰ 参照・石平『眞實の尖閣史』（扶桑社、平成二十九年）第百七十一頁、昭和六十一年。

であるが²¹、陝西師範大學出版社「漢籍數字圖書館」データベースの目録中に見えるので、百萬圓を以て購入すれば數萬種の漢籍とともに閲覧できることとなり、極めて有益であらう。目下は海軍出版社の史料彙編内の數葉に頼るのみである。

海軍出版社の史料彙編が刊されて後、平成二十七年十月五日に『琉球新報』が報じてをり、その中で紹介する所收新史料一則是編者謝必震教授（福建師範大學）の發見に係り、明國の科舉官僚謝肅の詩「蔡英夫の流求國王に印寶を頒するを送る」である。しかしこの詩は『永樂大典』卷三千五等諸本にも多々收められ、『四庫全書』提要で既に蔡英夫派遣の史缺を補ひ得ると論じられてをり、新出史料とは言へない。

なほ前述の王爵及び山川祭祀について附考すること以下の通り。『皇明實錄』洪武十六年（西暦千三百八十三年）陰曆正月に洪武帝は察度に中山王印を與へるが、その十餘年前、『皇明實錄』洪武五年（西暦千三百七十二年）陰曆十二月に既に察度を中山王と呼んでゐる。黄澤の敘述は洪武五年に察度が王爵を獲得したことを示し、爵位は印綬と同時にではない。首里宮殿の「百浦添之欄干之銘」には「始朝貢於洪武、受王爵於永樂」

²¹ 書誌は上海古籍出版社『中國古籍善本書目』集部上、第五百七十一頁、昭和六十一年。

（始めて洪武に朝貢し、王爵を永樂に受く）とあり、村井章介氏は永樂を最初の王爵記録と認定するが、その句は對偶の互文に過ぎない²²。

琉球山川の望祀は『皇明實録』洪武六年正月に南京で始まり、洪武八年（西暦千三百七十五年）陰曆二月に日本及び渤海（ブルネイ）とともに福建に附祭するやう改められた。同趣旨の敘述は張廷玉『明史』卷四十九「吉禮二・岳鎮海濱山川之祀・其他山川之祀」、及び乾隆中周煌『琉球國志略』卷五「山川」條などに見える。汪楫『中山沿革志』卷一は洪武八年の改祀を先に述べて、次に六年の始祀を附記する。これを承けて琉球蔡温『中山世譜』卷二ならびに『球陽』卷一にはともに洪武八年のみ記載し、洪武六年を省略した²³。しかし黄澤は王爵賜予の次に望祀を述べて連続してをり、王爵は洪武六年を指す。近年黒木國泰氏は洪武八年に日本の預かり知らぬ内に山川

²² 沖縄縣立圖書館藏『琉球國碑文記』寫本第十葉「百浦添之欄干之銘」。村井章介「明代「冊封」の古文書学的検討」、『史學雜誌』第百二十七卷第一號、平成二十年。

²³ 汪楫の前に明末林堯俞『禮部志稿』卷八十四「神祀備考・四夷山川祭法」も單獨で洪武六年を省く。

が祭られたとするが²⁴、日本（懷良親王）は洪武四年に既に遣使入貢したこと上述の通りであり、渤海も同年八月に入貢してゐる。明廷が琉球の入貢を待って山川を祀ったことは、勝手に祭って受祀者と没往來だったのではない。

〈琉球初葉の唐人宰相は虚構〉

早期琉球國は明國人によって建てられたかの如き俗談が多年來流布してゐる²⁵。それにもとづけば琉球の西側の尖閣諸島も明國霸權内に屬したことになる、明國人が釣魚嶼を命名した説が一定の信憑性を帯びることとなる。

特に諸家みな早期琉球の四大宰相（國相・王相）亞蘭匏・程復・王茂・懷機は歸化唐人だったとして、ほぼ定説となつてをり²⁶、尖閣の歴史的形像にまで滲透して阻み難い。しかしこ

²⁴ 黒木國泰「壽安鎮國考、冊封体制小論」、『宮崎學園短期大學紀要』第六號、平成二十五年。

²⁵ テレビ朝日系列「アベマTV」平成三十年一月十五日「村本が問う！ テレビでそもそも論は必要？」、宮臺眞司氏談話に曰く、「もともと、琉球王朝っていふのは中國の人達を作つた王朝なんだよね」と。

²⁶ 亞蘭匏と懷機の唐人説の例は、外間守善『沖縄の歴史と文化』、中央公論社、第五十六頁、昭和六十一年。豊見山和行

のたび探索の結果、亞蘭匏及び懷機は琉球人の和名であり、程復及び王茂も宰相とならなかったことがほぼ判明した。

程復は江西の鄱陽に生まれ、福建に移住し、西暦千三百七十一年より以前に琉球に渡來した。程復渡琉後の千三百七十二年に洪武帝は使節楊載を琉球に派遣する。

『皇明實錄』永樂九年（西暦千四百十一年）陰曆四月によれば、程復は琉球で四十餘年勤務した後、八十一歳の高齡を以て故里鄱陽に歸隱した。歸郷時、永樂帝は琉球王の求めにより程復に琉球の國相を授與した。

この時の朝貢正使（大使）は坤宜堪彌（くにかみ、國頭）であり、程復は副使級であった。大使を越えて就任した宰相は、虚構職に外ならない。

程復の前に亞蘭匏が既に王相として『皇明實錄』洪武二十七年（西暦千三百九十四年）陰曆三月に見える。條文には琉球中

「統一王朝形成期の対外關係」、琉球新報社『新琉球史・古琉球編』第百五十頁、平成三年。村井章介『海から見た戦国日本』、筑摩書房、第八十七頁、平成九年。荒木和憲「古琉球期王権論、支配理念と「周縁」諸島」、『国立歴史民俗博物館研究報告』第百二十六號、第百六十至二百六十一頁、令和三年。外多種。

山王察度の上表として、

「王相亞蘭匏、國の重事を掌す。」

とある。これに對して洪武帝は、

「王相を稱すること、もとの如くせしむ。」

と返答する。琉球でもともと獨自に王相として任命してをり、皇帝から下賜された職ではないことが分かる。

亞蘭匏と比較すれば、察度が永樂皇帝に程復の昇任を求めたのは、逆に程復が國相ではなかったことを示す。琉球は頑強な倭寇の威武の態を以て明國に對して種々の優遇を要求したが、國相職の虚名はその一種であらう。王茂もまた程復と同時に並んで皇帝から國相を授けられたので、同じく名譽職に過ぎない。

程復史料は極めて稀覯だが、このたび「琉球の典簿程氏の番易に歸るを賜はるに贈る」と題する漢詩一首を索得した²⁷。程復が歸隱の際に福建文人・王恭が贈ったもので、福州長官王

²⁷ 和訓文及び略解は、前述の鄙著「漢文教材拾零和訓」及び「琉球倭寇及長崎朱印船航道貫至尖閣福建南洋」、長崎純心大學『純心人文研究』第二十七號、令和三年二月。番易は鄱陽の古音であり、易は等韻喻紐に屬し、鄱陽の古稱彭蠡と音通となる。

恭と名同人異である。『四庫全書』に收められながらこれまで程復への贈詩だと気づく人は無かったので、小さからぬ成果とせねばならない²⁸。

王恭は詩で程復を典簿（書記官）と呼び、國相と稱せず、唐の宰相裴度のやうな歸老後の富貴は必要無いとしてゐる。裴度の典故が示すのは、永樂帝は確かに琉球國相の職を授予したが、實際は清貧の文士に過ぎぬがゆゑに、國相の富貴は必要ないと強調するのだらう。

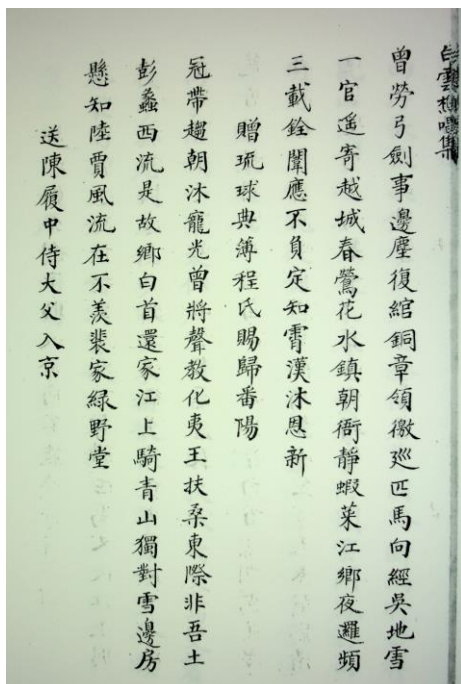
原詩を収める王恭『白雲樵唱集』は『四庫全書』本の外に東京の靜嘉堂に陸心源十萬卷樓舊藏寫本を藏する。このたび靜嘉堂の複製フィルムを索閲したところ（圖版二）、『四庫全書』に據る重寫本であった。よって『四庫全書』原本を現存孤本としてよい。

洪武帝朱元璋の最大の勁敵陳友諒は、西曆千三百六十三年に鄱陽湖で兩雄逐鹿の大水戦の結果敗死し、朱元璋の天下は半ば定まった。鄱陽の程復は少壯時にこの戦役を経験したであらう。程復が福建に移住したのは戦後流浪して至ったのかも知れない。このとき福清の人陳友定が福建を占據してゐた。福清は

沿海ゆゑ外に倭寇と通じやすい。かりに程復が福建で倭寇に加里、倭寇の船で琉球に渡って朝貢貿易の書記に任ぜられたとすれば條理に抵牾しない。

この時期の琉球は大量の磁器を輸入したこと出土遺物が證となるが、鄱陽湖は景德鎮から遠からず、程復は琉球で故郷の特産磁器の目利き役をしたであらう。しかし程復自身は清貧であり、磁器の巨賈だったとは考へにくい。琉球そのものが群體として倭寇的な東インド會社の如くであり、程復はそこに書記として加はったとする方が、王恭の詩中の清貧の形象に合致する。

圖版二 靜嘉堂藏、十萬卷樓舊藏、王恭『白雲樵唱集』卷三、第四十七葉「贈琉球典簿程氏賜歸番陽（易）」。



²⁸ 参照：『八重山日報』談話連載「小チャイナと大世界」第

四十二回、令和二年九月十三日第二面。

〈沖永良部の倭寇〉

第一に中山王相亞蘭匏は唐人でなく沖永良部島の武門と考へられる。亞は現代閩南書面字音で「ア」と讀むこと他邦と異なるが、等韻の假攝二等「家、馬、唾、把」は閩南で「ケ、ベ、エ、ペ」と讀むため、同攝同等の亞の口語古音も「エ」となり得る²⁹。

「蘭」類の字の「N」尾音は次の字と組合せて濁音（BやDなど）に充當される場合が多く、例へば平戸は「飛蘭島」と書かれる。匏は閩南で「PU」と讀むが、N尾と連讀して「蘭匏」となると濁音の「らぶ」だと考えられ、亞蘭匏は「えらぶ」となる。

『皇明實錄』洪武二十五年（西暦千三百九十二年）陰曆五月によれば、琉球國の民「才孤那」らが河蘭埠へ（河蘭埠から）駕舟（渡海）して硫黄を採掘せんとしたが、不幸にも小琉球（臺灣島）を経て廣東省に漂着し、當局は倭人と認定して南京に送り、丁度琉球國使が來たのとともに歸國させた、とある。西暦千五百五十六年の明國鄭舜功『日本一鑑』「桴海圖經・

萬里長歌」では、硫黄鳥島の屬する所の「本山」（主島）を河蘭埠（荷蘭埠）としてゐる。硫黄鳥島は沖永良部の西北側に位置し、河蘭埠は明らかに永良部である。河と伊と草書の形似により誤寫したと考へられる³⁰。

永良部は他史料中では、西暦千六百六十四年張學禮『使琉球紀』が伊藍埠に作り、千六百八十四年汪楫『使琉球雜錄』卷二で伊蘭埠に作り、千七百二十一年徐葆光『中山傳信錄』卷二で河蘭埠に作り、卷四で伊蘭埠に作る。いづれも「ラン及びP」でラブに充當するのは亞蘭匏と共通してゐる。

『皇明實錄』の原文は「駕舟河蘭埠」に作る。漢文は活用字尾が無い「永良部から」とも「永良部へ」とも釋し得る。いづれの釋も琉球國人が硫黄を採掘する以上、西暦千三百九十二年に沖永良部島はすでに琉球北山國の統治を受けてゐたと分かる。琉球は明國へ主に硫黄と馬を輸出してをり、沖永良部は鳥島の硫黄鑛を擁するため、その財力と發言權は琉球王の治下でかなり大きな位置を占めた筈である。琉球國初葉史に於いて北山以北の勢力は後の各代よりもかなり大きい。

²⁹ 閩語について詳しくは陳章太・李如龍『閩語研究』（語文出版社平成二年）、及び臺灣大學及中央研究院共同製作「漢字

古今音資料庫」 <https://xiaoxue.iis.sinica.edu.tw/cnr/>

³⁰ 小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』第二百七十七頁では、伊・永が音訛して阿となり、阿の誤寫が河となったと判定してゐるが、通じ難い。

西暦十四世紀末の沖永良部島の豪族としては、「永良部世の主」及びその重臣後蘭（ぐらる）孫八があり、亞蘭匏に擬し易い。後蘭孫八は永良部孫八とも呼ばれる。

西暦千八百五十年「世の主由緒書」（永良部世主の家譜）³¹によれば、永良部世の主は即ち北山王怕尼芝（はねじ）の王子「眞松千代」（ま・まつちよ）であり、馬を好み、沖永良部島に北山國の封地を得た。時は琉球三山時代、後に尚巴志に滅ぼされたといふ。由緒書の原寫本は世の主宗氏の家中に三分の一のみ現存する³²。

孫八の名は琉球史料『おもろさうし』卷十三の第八百六十號に見え、「まこはつ」に作り、船を駛せる英姿が詠じられる。沖永良部島の後蘭（ぐらる）地區には孫八の居住した城壘の遺址が現存する（圖版三）。遺址について喜界島の郷土史家吉田忠弘氏から教へを受けたことを感謝したい。

主流學説ではグラルの名は奄美琉球各地で變じてゴリヤ、ガ
ーラ、カワラなどとなり、多くは倭寇の類の武士南下の足跡地

³¹ 島袋源一郎『沖繩縣國頭郡志』第二百八十六頁所収、沖繩縣國頭郡教育部會、大正八年。

³² 先田光演『沖永良部島の世の主伝説、資料と解説』第三頁、平成九年、先田光演自刊。

だとする³³。福建史料の「甲螺」（倭寇頭目）乃至後述するイスラムポルトガル史料のゲール、ゴーレス（琉球の武裝商人）も同音の變ではないかとされる。

亞蘭匏が北山王子であるならば、硫黄を明國に輸出し、その權勢は強大であり、豪族間の合縱連衡として中山王相を名乗るのは可能である。二山は群雄割據しながらも、名目上はみな天孫氏の英祖の子孫乃至聯なる姻戚である。中山王が最初に明國に遣使朝貢した後には北山・南山も相繼いで朝貢する。されば中山王が北山の怕尼芝大王の王子が一定の權益を有することを許容し得るだらう。

亞蘭匏が未だ王相と呼ばれぬ前、その最初の史料は『皇明實錄』洪武十五年（西暦千三百八十二年）陰曆二月に中山使節として明國に朝貢し、宦官路謙を伴って琉球に歸國する。翌年陰曆一月、路謙は亞蘭匏とともに上京し、洪武皇帝に三山鼎立について上奏し、同年十一月、北山王怕尼芝が初めて明國に遣使朝貢する。明初の謝肅『密庵稿』戊卷（『四部叢刊三編』第四百七十冊影印洪武刊本）所收詩「召を以て入見し、經を文淵閣に試む」では十二月朔日に作者が宮中に列班したことを述べ、

³³ 参照：吉成直樹・福寛美『琉球王国誕生』第二章「グラルという地名・人名」、平成十九年、森話社。

「馬、流求より出づるは海潮を渉る」と詠じる。琉球朝貢から一か月未滿、この馬は北山王が亞蘭匏を派して輸出したのであらう。

今、洪武十五年（西暦千三百八十二年）の使節亞蘭匏を孫八として、洪武二十七年（西暦千三百九十四年）の中山王相亞蘭匏を永良部世主とすれば、史勢の大意は次の通り。

大倭寇永良部孫八が硫黄の權益により朝貢使の任を受け、亞蘭匏と名乗り、西暦千三百八十二年に明國で交易し、北山王帕尼芝の朝貢を仲介した。西暦千三百九十四年北山王子永良部世の主の朝貢時（疑ふらく孫八が代貢か）、中山王は王相の名位を北山王子に賜予し、以て硫黄の利潤に報償した。倭寇と朝貢貿易とはみづから表裏をなすに過ぎないので、倭寇孫八も中山の朝貢使として適任である。

圖版三 沖永良部島・後蘭地區、永良部孫八城壘遺址の内部。令和三年一月、筆者撮影。



〈第四の琉球宰相も唐人に非ず〉

四人の最後に西暦十五世紀の琉球國相懷機もまた唐人であることを示す史料は全く存在しない。閩南口語字音で懷機は「クイクイ」となり、尾音が脱落すれば「クイク」となって「越來」（ごえく）に該當する。越來は第一尚氏の屬下の大按司であり、琉球方言で「ぐいく」とも呼ばれる。

『皇明實録』西暦千三百九十一年陰曆二月、千三百九十六年陰曆四月、千四百四年陰曆四月にそれぞれ朝貢使「崑谷」・「隗谷」が見え、琉球史志多種に轉載されるが、兩者ともに閩南音はグイクである。『歴代實案』第一集第十六巻にも千四百二十七年以下「魏古」二字を以て屢見する。いづれも越來に該當し、唐人ではない。

『皇明實録』西暦千四百十八年陰曆二月、懷機は長史の身分で朝貢し、然る後千四百二十七年の「安國山に華木を樹（う）うるの記」³⁴の中では既に國相であり、その後『歴代實案』第一集第四十二巻に收める外交公文多種に懷機と署名せられ、西暦千四百五十一年尚泰久王襲位の前まで連續する。

『皇明實録』西暦千四百十一年陰曆二月及び西暦千四百十三

³⁴ 「安國山樹華木之記」、塚田清策『琉球國碑文記』別巻第一、第二頁、啓學出版、昭和四十五年。

年陰曆五月に、琉球王相の子懷得（懷德）が北京の國子監の留學生である。機・得・德は草書形似であり、越來按司の子が懷機を名乗ったのであらう³⁵。この時越來按司は既に王相だったと考へられる。西暦千三百九十一年から西暦千四百五十一年までの間に越來按司は世襲などの形態で數度交替した筈であり、且つ大按司の權勢を以て中山王とも姻戚を結んでゐたであらうから、自づと明國に對して王相と號し得るのは前述の亞蘭匏と同理である。

懷機が越來であり唐人でなかったことは殆ど間違ひないが、筆者はさらに一歩進んで尚泰久王が即ち懷機だと考へる。この時期の名君であり、首里宮殿に掛かる萬國津梁の鐘を鑄造したことで知られる。

尚泰久は尚巴志の第七子であり、西暦千四百三十五年に越來王子に封ぜられ、千四百五十四年に王位を繼いだ。『琉球國由來記』卷十一「安國寺」條によれば千四百五十六年に梵鐘を魏古（ごえく）具足城に寄捨した。西暦千四百三十五年から西暦千四百五十一年までの史料所載の懷機を尚泰久に充當せしめれば

³⁵ 東恩納寛惇氏は懷德を論じて鄙見に近い。氏著『黎明期の海外交通史』第二百七頁「暹羅との交通」、帝國教育會、昭和十六年。

矛盾を來たさない。

『歴代寶案』第一集第四十二卷によれば、西暦千四百三十六年から千四百三十九年までの間、懷機は尚巴志王及び世子尚忠を代表して願書若干首を江西省大師道に寄せ、道教の神符を乞うた³⁶。願書中で世子及び懷機、乃至王及び懷機といふ措辭で等列自稱し、宛かも自ら王親に擬するかの如くである。凡そ懷機史料は概して王親にも比肩する高い地位と政績を示し、大權勢の相匹敵し得る者は尚泰久以外に想定しにくい。

『琉球國由來記』卷十によれば、懷機は晩年、第一尚氏の天山極樂陵（ようどれ）に退隱し、子孫は絶えたとする³⁷。疑ふらく第一尚氏は第一尚氏の子孫が絶えたことを忌諱して語らなかつたため、懷機の歴史的真相は湮没して傳はらなかつたのだらう。

『おもろさうし』には讀谷と越來の「たちよもい」なる霸王が見えて、外間守善氏は越來のたちよもいを尚泰久に擬する

³⁶ 懷機は日本の神佛には社寺を建立しながら、道教に對しては符籙乞請に過ぎず、扱ひの輕さが際立つ。

³⁷ 『琉球史料叢書』第二冊『琉球國由來記』卷十、諸寺舊記。名取書店、昭和十五年活印本。

³⁸。原文は越來のたちよもいを越來世の主の子として詠じてをり、外間氏説に従へば尚泰久は尚巴志の子でなく越來按司の子となる³⁹。凡そ琉球王の世系は明國向けに安定繼承を假装すること多く、尚泰久が尚巴志の子であった確證は無く、外間氏説は比較的に優勢である。尚泰久が越來按司を世襲して越來王子として采地を得たとすれば矛盾しない。

讀丹のたちよもいは海に出て外國貿易を盛んにした事績が歌はれるので、同じく尚泰久だとすれば、懷機が多くの外交文書に署名し事實に合致する⁴⁰。尚泰久は益々懷機であった可能性が高い。

明國の王府は洪武皇帝が虚職を以ての族人を封じたに過ぎ

³⁸ 岩波本外間守善注は讀谷のたちよもいを中山王弟の泰期に擬し、越來のたちよもいを尚泰久に擬する。岩波文庫、外間守善校注『おもろさうし』卷一第七十八番、及び卷十五第千百十六番至千百十九番。

³⁹ 参照：福寛美「海東諸国紀の琉球国之図の地名とおもろさうし」、法政大學國際日本學研究所『國際日本學』第六號、第七十五頁、平成二十一年。

⁴⁰ 讀丹のたちよもいなど、本稿の詳論は近稿「古琉球史を書き換へる」、『純心人文研究』第二十八號、令和四年二月。

ず、その長官たる王相は當初設けられながら洪武十三年（西暦千三百八十年）に早くも廢せられ、長史を以てこれに代へた⁴¹。琉球では明國の王相廢止後に亞蘭匏・程復・王茂が王相となる。洪武皇帝は前述の洪武二十七年（西暦千三百九十四年）に王相亞蘭匏の品秩を長史と並列とした。王相を廢した後に琉球が使用することを明國は消極的に認可したに過ぎないが、琉球王府はこれを長史よりも尊び、懷機を國相に任命した。懷機は『皇明實錄』では長史に過ぎず、西暦千四百十八年陰曆一月及び三月に見えるのみである。後に長史は久米村唐人の慣例的専任職となるが、唐人の地位は低く（後述）、琉球王府は長史を顯職と看做さぬがゆゑに唐人の襲職として許容したのであらう。遡及して懷機が長史に任ぜられた時に既に唐人職だったとすることはできず、懷機を唐人とする根據とはならない。

以上を以て琉球國初葉の四大宰相唐人説は全て否定した。今後の琉球史學ではこの説を避けて通り得ないだらう。このたびの一大成果である。

〈琉球國初 福建の倭寇〉

早期倭寇は朝鮮半島や山東半島のみならず福建でも活動した

⁴¹ 『明史』職官四に見える。

ことが『明史』「兵志二」など諸典籍に見える。注目すべきは洪武六年及び七年（西暦千三百七十二年及び千三百七十四年）に「琉球大洋」で倭寇を撃退した記載である。例へば佚名『秘閣元龜政要』卷九、洪武八年（正しくは六年⁴²）六月條に曰く、

「張赫追擒倭賊於琉球大洋。」
（張赫、倭賊を琉球大洋に追擒す）
と。また曰く、

「赫督軍哨船、入牛嶼海洋、遇有倭賊、追至琉球大洋。」
（赫、軍を哨船に督し、牛嶼の海洋に入り、倭賊有るに遇ひ、追ひて琉球大洋に至る）

⁴³ 牛嶼は福州東南海中の牛山島であり、正東に進めば臺灣島最北界のケラン（鷄籠、キールン）海域に至る。哨とは近海を巡邏することを指す。通常は哨船でケラン及び尖閣を越えて沖繩海域まで行かないので、琉球大洋は臺灣海峡を指す。また

⁴² 『皇明實錄』など諸史料によれば洪武八年でなく六年である。

⁴³ 『秘閣元龜政要』卷九、第六十八葉、『四庫全書存目叢

書』史部第十三冊、第五百四十四頁、影印北京圖書館藏明國寫本。

た『國朝獻徵録』通行本卷八、劉崧「靖海侯吳禎神道碑」に曰く、

「（洪武）七年甲寅、海上警聞、公復領沿海各衛兵出捕、至琉球大洋、獲倭寇人船若干、俘上京。」

（洪武七年甲寅、海上に警聞こゆ、公復た沿海各衛の兵を領して出捕し、琉球大洋に至り、倭寇の人船若干を獲て、俘して京に上る）

と。中華人民共和國側主張ではこれら琉球大洋を沖繩海域として、明國水軍が尖閣に東征した證とする⁴⁴。このほか多くの漢籍にこの二年間の琉球大洋倭寇事件が載ってをり、當時重視された事件だった。なぜならこの時、反朱元璋の餘黨が福建沿岸で倭寇と聯合し、明國朝廷は懼れてゐたからである。

洪武五年に琉球が朝貢を始めて久しからず、すぐ洪武六年と七年に連續して倭寇が來襲した原因は何か。推測するにそれまで倭寇は頑強であったが、首里方面の主力倭寇は冊封朝貢の利を獲得して休戦し、宮古八重山等の餘黨が臺灣海峡まで撃退されたのであらう。

⁴⁴ 例へば吳天穎『甲午戰前釣魚列嶼歸屬考』、社會科學文獻出版社、平成六年、第七十頁。國紀平「中國釣魚島豈容他人肆意買賣」、平成二十四年九月十一日『人民日報』。

この一群の倭寇は琉球大洋即ち臺灣海峡に向かって逃走したが、臺灣島の先住民は強大であるから、倭寇は臺灣島東方の海路を熟知せねばこの方向に航するのは極めて危険である。前引の梁應の七晝夜の記述や、八重山で出土する白磁等と結び着ければ、倭寇は八重山乃至沖繩諸島に根城を持ってゐたがゆゑにこの方向に逃げ、尖閣もその勢力域内だったと考へられる。

近年の研究で、中世の南下武士が琉球乃至宮古八重山に大いに勢力を張ったとする説が優勢であり⁴⁵、洪武年間に福建に出没した倭寇も琉球倭寇であった可能性が極めて高い。前述の洪武二十五年五月『皇明實録』の硫黄採掘も、洪武年間に琉球人を倭人と區別できなかったことを示す。

かりに共和國側主張にもとづき、この琉球大洋が尖閣沖繩海域を指すならば、却って福建沿岸の倭寇が尖閣沖繩を自家領域としてゐたことがますます明らかになるが、残念ながら共和國側主張は正しくない。

〈琉球の尚武〉

琉球人は多くの具足城（ぐすく）を修築し、一邦の戦闘の民

⁴⁵ 稲村賢敷『琉球諸島における倭寇史跡の研究』、吉川弘文館、昭和三十一年。吉成直樹、高梨修、池田榮史『琉球史を問い直す』、森話社、平成二十七年。ほか諸研究あり。

であった。冊封朝貢の和議を明國と結んだが、もともと倭寇は時に武にして時に商であり、二面を兼具してゐた。

琉球の尚武は福建側でも記録された。例へば楊載が琉球に渡った際、前引の胡翰「贈楊載序」は琉球と日本内地とをともに桀驁の國と評して倭寇と看做し、琉球の形象は平和柔順ではない。明國が冊封を急ぎ、琉球倭寇を懐柔せんと圖った所以である。

制度を以て言ふとしても琉球は内地の幕府と同じく軍事政權であり、武職が琉球王府の實權を握り、久米村の唐人は書記に過ぎなかった。朝鮮撰『海東諸國紀』巻後の弘治十四年（西暦千五百一年）附記に曰く、

「三發司に三員あり、當國する大臣なり。政、大小となく皆なこれを總ぶ。本國人に非ざれば則ちこの職に除せらるるを得ず。長史二員、正議大夫二員は用事する者なり。並びに中朝人の來たり居する者を以てこれと為す⁴⁶」

と。西暦千五百二十四年の陳侃『使琉球録』「群書質異」にも曰く、

「王の下は則ち王親なり、尊にして政に與らざるなり。」

⁴⁶ 申叔舟『海東諸國紀』、國立公文書館内閣文庫漢書史部、

史2333-0002。毛利高標獻上本。

次、法司官、次、察度官、刑名を司るなり。次、那霸港官、錢穀を司るなり。次、耳目之官、訪問を司るなり。これ皆な土官にして武職たる者なり。大夫・長史・通事等の官のごときは、則ち専ら朝貢の事を司り、設けて定員ありて文職たる者なり。」

と。三發司（さんほし）は三法司（さんほし）に同じく、後の三司官である。琉球武士が武職を専ら占め、武を以て實權を握ったことが分かる。琉球士族はもともと各地の按司即ち武士であり、倭寇に類似してゐた。錢及び穀を司るのは武士が財務を握ってゐたことを示す。この規定では程復のやうな文職の唐人は宰相になれない。文職に任ぜられるにも定員で制限を受けてゐた。琉球の官制は身分制度に立脚し、内外を差別してゐたことが窺へる。

この二條の所言はほぼ尚眞王の世に屬するが、尚眞王の新たに定めた位階冠制では唐人と文武を分かつことを記述しないので⁴⁷、文武職制はこれより前から既に定則であり尚眞王の新位階とは別だったと考へられる。『海東諸國紀』の記録は懷機の時代からわづか半世紀に過ぎず、早くも懷機唐人説を否定したに等しい。

⁴⁷ 蔡温『中山世譜』卷六尚眞紀及び『球陽』卷二尚眞紀。

西暦千五百七十九年の冊封副使謝杰の記録でも、「大夫・長史は則ち専ら封貢をつかさどり、其の政事にあづからず」とされてをり⁴⁸。久米唐人に政治の實権は無かった。

久米唐人が最初に政治の實権を握ったのは、西暦千六百六年夏子陽『使琉球録』に、國制はもと唐人を任用せず、ここに至って例を破って謝名親方鄭氏利山を三司官に任命したと書かれてゐる⁴⁹。身分制度の存在は明らかに疑ひない。すぐに幕府は謝名利山を亂源と看做し、薩摩藩が琉球を正式に統治下に入れ、利山は實権を行使することほぼ無いままに終りを告げた。それ以後の薩摩時代に久米唐人が琉球の高官に任ぜられたが、薩摩統治の根柢すでに牢固なるがゆゑに琉球地元人と唐人との區別を嚴守する必要が薄れたのであらう。

⁴⁸ 謝杰『琉球録撮要補遺』「原委」條。謝杰の出使から二十餘年後の著作であり、西暦千六百六年の夏子陽『使琉球録』卷下に收められる。

⁴⁹ 夏子陽『使琉球録』卷下「群書質異・大明一統志」に曰く、「國王の下、法司最も尊し、制として二人を立て、國事操縱皆な其の手に出づ。從來率ね王親を以てこれに任じ、三十六姓を用ゐず。今これを用ゐるは則ち鄭廻より始まる、亦た彼の國制の更新なりと云。」（臺灣國立中央圖書館藏寫本）

〈三十六姓久米村は半奴隸的ゲットーだった〉

琉球王は三十六姓に命じて尖閣航路を導引させたが、三十六姓は主體性を有すること如何なる程度だったか。假に主體性が極めて高く、尖閣航路で琉球王府を完全に操ってゐたとしても、現代の領土主権は動搖しない。逆であれば我が國の主権は益々堅固となる。

前期倭寇は李氏朝鮮國人を奴隸として琉球に賣り、後期倭寇は福建人を琉球に賣ったこと既に定説である⁵⁰。さらに早期琉球人が實は倭寇の態を以て福建に進出してゐた以上、同理として前期倭寇時代に福建から琉球國に賣られた奴隸も無い筈はない。前述の毛國鼎は抑留され、程復は國相に任ぜられず、とも

⁵⁰ 参照：東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』第五十二頁、八十頁「朝鮮との交通」、帝國教育會、昭和十六年。佐久間重男「永樂帝の対外政策と日本」、北海道大學『北方文化研究』第二號、昭和四十二年。後に同氏『日明關係史の研究』第一編第二章第百十六頁に重録、吉川弘文館、平成四年。田中健夫『中世対外關係史』、東京大學出版會、昭和五十年、第二百九十六頁。又「倭寇と東アジア通交圈」第百五十六至百五十九頁、岩波書店『日本の社会史』第一冊『列島内外の交通と国家』所收、昭和六十二年。

に廣義の筆僕・舌僕・舟僕であらう。久米村の潘仲孫は西暦千四百二十一年に八十一歳の高齡で福州長樂縣に歸郷引退したのは程復と同年齡だが⁵¹、琉球王府が八十歳まで使役する慣例だったのだらう⁵²。西暦十六世紀にはさらに倭寇が福建で鄭肇祚・陳松鶴を劫掠して久米村に轉賣した記録がしばしば言及される⁵³。琉球官制が久米村唐人を特殊職種に限定してゐた

⁵¹ 『歴代寶案』第一集、卷十六、宣徳六年中山王咨文。

⁵² 期限同齡の説は、孫薇「閩人三十六姓と明初の対琉政策」、法政大學沖繩文化研究所『沖繩文化研究』第二十六號、

第十六頁、平成十二年。

⁵³ 鄭肇祚の記録は鄭氏家譜（與座家）、『那霸市史』資料編

第一冊六上、第六百六十六頁。陳松鶴は、東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』（昭和十六年帝國教育會出版部）第二百七十六頁「三十六姓移民の渡來」の條に「陳姓西銘系譜」より引く。

「陳姓西銘系譜」は琉球王府家譜總目『氏集・首里那霸』（那霸市市民文化歴史博物館、平成二十年増補改訂）の第二十番内、二千五百七十七號に記載する新參陳氏西銘筑登之の藏本家譜であらうが、このたびは原本を索得するに至らなかった。參照・多賀秋五郎『宗譜の研究、資料篇』（昭和二十五年東洋文庫刊）第四百九十七頁。眞榮平房昭「東アジア海域世界と倭

のも、廣義の奴僕的待遇であらう。

更に一步進めて、久米村そのものが廣義の奴隸村だったと考へられる。諸史料にほぼ一致して記載するのは、洪武帝が西暦千二百九十二年（洪武二十五年）に閩人三十六姓を琉球に下賜するとともに、察度王が久米村に城を築いて居住させ、これを唐營乃至營中と呼んだ。『中山傳信録』卷四などに唐營は後に唐榮と改められたことが見える。

高橋康夫氏は察度創設説に疑義を呈し、別に新説を立ててほぼ曰く、もと唐商が自發的に波之上に唐營を形成してゐたが、後に尚巴志が別途今日の久米に唐營を創設したといふ⁵⁴。しかし尚巴志創設を明確に示す史料は無く、察度創設説を否定することは難しい。唐營創設以前に波之上に多かれ少なかれ福建

寇」、平成十三年岩波書店『海のアジア』第五冊『越境するネットワーク』所收、第二百四十三頁。又「一六一―一七世紀における琉球海域と幕藩制支配」、『日本史研究』第五百號、第五十二頁、平成十六年四月。上里隆史「古琉球・那霸の「倭人」居留地と環シナ海世界」、『史學雜誌』第百十四卷第七號、平成十七年、第十五頁。

⁵⁴ 高橋康夫『海の「京都」』、日本琉球都市史研究』、第四百十二至四百三十一頁、京都大學學術出版會、平成二十七年。

人が居住してゐただけでは、久米唐營創設の年代をあまりに晩くずらすことはできない。

高橋氏は天尊廟、天妃宮などの唐人廟社が波之上に修建されてゐたことに依據して波之上唐營説を提示してゐるが、反言すれば明確に廟社が有りながら獨り波之上唐營の記録のみ無く、その有無が好對照を成してゐる。波之上に一定規模の唐營は存在しなかつたと考へるべきだらう。

史料の原意から乖離せずに通覽すれば、唐營は自發形成的村落ではなく、察度が創設した營壘である。營字は軍營であることと言ふまでもなく、そのゆゑに海東諸國紀ではこれを城と呼び⁵⁵、李朝實録では土城と呼ぶ。唐人居留地を壁壘で圍つてゐたから唐營と呼ぶのである。呼び方があまり光榮ではないので、後にことさら營から榮に改められたのだらう。

太宰府舊藏『琉球國圖』には那覇を「日本人・本島人」雜居地として、九面里（久米村）を「江南人」の居留地としてをり、西曆十五世紀に唐人は久米村以外で雜居の自由を有しなかつた⁵⁶。同時期、李氏朝鮮の船軍（船卒）梁成等の見聞録で

も琉球當局が李氏朝鮮國人を唐人の「土城」の中に安置したことが知られる⁵⁷。土城とは土壘であり、通常の目的は軍事上で外敵を防禦するためだが、久米唐人は文職であるから、自身の武力を擁しないこと上述の通りである。

慶長十四年（西曆千六百九年）、薩摩が琉球を併合したが、尚寧王が福建に送った咨文では、四月一日に久米唐人謝名利山らに命じて三千の兵を統督して那覇江口で力敵せしめたものの、薩摩軍が「那覇營巢」に突入したと述べ、文意は唐營で戦つたかの如くである⁵⁸。しかし尚寧の命で戦つたのであるから、久米唐人自身が首里王府に對抗する兵力ではなく、王府軍が唐營で外敵を防禦したのである。

外敵防禦であれ唐人抑留であれ、壁壘は武力を離れては意義を成さず、琉球王の武力管理を受けたこと言はずして自明である。防禦する目的は、主に外敵に唐人を劫奪させないため、乃至唐人と通謀させないためであらう。

防禦だけの目的ならば唐營は内陸深く設置すべきである。那覇港内の浮島で壁壘を以て圍つた目的は長崎の出島やベネチア

⁵⁵ 『海東諸國記』卷後附記「琉球」：「別築一城處之。」

⁵⁶ 參照：上里隆史「古琉球・那覇の「倭人」居留地と環シナ海世界」、『史學雜誌』第百十四卷第七號、平成十七年。

⁵⁷ 朝鮮實録、世祖八年（西曆千四百六十二年）陰曆二月十六日、「土城有百餘家、皆我國及中原人居之。」

⁵⁸ 『歴代寶案』第一集第十八卷。

の島中ゲットー（隔離區）と類似するだらう。即ち唐人の活動を使役と貿易の用をなすだけに制限し、地元人と常時接觸することを禁じ、乃至内地に竄入することを防止するためであらう。

歐洲中世のゲットー、長崎出島や唐館では、ユダヤ人、オランダ人、唐人は財力を基礎としてゐたが、早期三十六姓が財力を擁したことを示す史料は無い。察度の世の程復は清貧の書記であり、同時代の梁添もパイロットであつて、兩人とも富商ではない。壁壘内に抑留されて財力も武力も持たずにパイロットや書記として服務した人々は如何なる人々か。廣義の奴僕と呼ぶべきであらう。

『琉球國由來記』卷九「唐榮舊記全集」及び『球陽』、『中山世譜』尚巴志紀によれば、唐榮の天妃宮は尚巴志王三年（永樂二十二年、西曆千四百二十四年）に造營された。文の通り直解すれば察度時代の唐營には天妃宮が無かつたのである。高橋康夫氏は早期久米唐營中に天妃宮等の道教廟無きを以て唐營創設の晩さを證せんとしてゐるが、道教廟無き所以は半強制性に在ると解すべきである。唐人自身が自主的に久米居留地を創始したならば波之上のやうな道教廟が同時に設けられた筈だが、琉球王が別途營壘を設置して強ひて移居せしめたがゆゑに、早期唐營には廟社が無かつたのであらう。

更に、上下天妃宮の鐘銘はともに琉球相國寺の禪僧溪隱安潛の和習漢文であること⁵⁹、他の琉球諸寺の鐘銘と同じである。これは日本内地権力の強大な干渉を示してをり、唐人をして道教祭祀すら自ら主たるを得しめなかつたのである。この點からも廣義の奴隸的ゲットーとして比喩するのがふさはしい。

洪武皇帝が三十六姓を琉球に「賜はつた」といふ成句的措辭も、琉球が洪武皇帝の名を借りて廣義の奴僕を購入したと釋すべきである。黃澤の記述でも梁添は洪武年間の移民と考へられるので、洪武二十五年に察度が唐營を設置した説は諸史料のままで矛盾は無い。

約百年を経て西曆千四百七十九年、李氏朝鮮國人金非衣の口述では、琉球の唐商居留地は屋制宏麗にして調度品は高貴、人は琉球服を着してゐたといふ⁶⁰。歸化唐人の地位が上昇しつつあつたと考へられるが、政治的實權を握つてゐなかつたことは上述の通り。

西曆十六世紀後半、海外貿易の減少とともに久米村は衰微す

⁵⁹ 天妃宮鐘銘は『琉球國由來記』卷九「唐榮舊記全集」所

録、外間守善、波照間永吉定本、第百六十九頁、角川書店平成九年。

⁶⁰ 朝鮮實錄、成宗十年（西曆千四百七十九年）陰曆六月十日。

る。唐人の地位が低く、通事業務以外に致富の方法が無かったため時勢の打撃に直面したのだらう⁶¹。久米村の家譜中、地頭職の采地を得た始めは西暦千五百四十七年（嘉靖二十六年）の梁顯が『梁氏家譜』（龜嶋家）に見える⁶²。他に早いのは儀間蔡氏蔡澣及び具志堅金氏金昇の得た地頭職が、いづれも明國の嘉靖年間（西暦十六世紀中期）と記載される⁶³。これら數家は海外貿易凋落の後に他の生存の途を求め、財を以て地頭職

⁶¹ 参照：田名眞之「琉球家譜の成立とその意義」、註五十五

一、『沖繩史料編集所紀要』第四號、昭和五十四年。

⁶² 梁氏家譜（龜嶋家）四世顯、采地、嘉靖二十六年西原間切神谷地頭職。『那霸市史・資料篇』第一卷第六、『家譜資料』第二下、久米系家譜、第七百六十三頁。西暦千九百八十年刊。

⁶³ 蔡氏家譜（儀間家）六世澣、采地、嘉靖間讀谷山間切屋良地頭職。蔡氏家譜（儀間家）七世朝器、采地、嘉靖間浦添間切喜友名地頭職。金氏家譜（具志堅家）五世昇、采地、嘉靖間、眞和志間切友寄地頭職。『那霸市史・資料篇』第一卷第六、『家譜資料』第一上、久米系家譜、第五十七頁、第二百五十三頁、第二百五十六頁。参照：田名眞之「古琉球の久米村」、琉球新報『新琉球史・古琉球編』所收、第二百四十九頁、平成三年。

を贖ふことが初めて許されたのであらう。反言すれば、それまで縦ひ致富を許したとしても、なほ壁壘中に居住せしめ采地を與へなかつたのは、半強制的抑留を否定できないだらう。

〈琉球武士、福建を騷擾す〉

琉球武士は西暦十五世紀、十六世紀でも福建を騷擾すること倭寇に異ならなかつた。『皇明實録』正統四年（西暦千四百三十九年）陰曆八月には、琉球人が福州に「停住」（逗留）して朝貢を準備してゐた際、福州の接待者を常に「詈毆」してゐたと書かれてゐる。

『皇明實録』正統十三年（西暦千四百四十八年）陰曆正月によれば、西番人（チベット人）と琉球國人とが北京の會同館で殴り合ひ、重傷者を出したため、皇帝は殺人罪は死刑に處すると命じた。

『皇明實録』景泰二年（西暦千四百五十二年）陰曆六月、明朝朝廷から榜示が出て、「福建沿海の居民、軍器を置造し、海に駕して琉球國に交通し、招引して寇をなすなかれ」として、琉球と暗通して海賊活動をしてはならぬ、と嚴禁した。福建沿岸にはほぼ毎年琉球船が朝貢しに來てゐるため、海賊と結託する虞れありといふ意である。明國當局は往跡により「琉球の朝貢船はいつでも倭寇に變身する」と預見したのだらう。

この景泰中の榜文の「海に駕す」の語は単に海に出ることを謂ひ、「交通」も暗通の類義語に過ぎず、福建沿岸で招引することを言ふ。しかもその可能性に警戒したに過ぎず、海賊が過海越洋して遠く琉球に到ったのではない。眞榮平房昭氏はこれを福建海賊が琉球に東渡したと釋し、往々諸家の研究に引用されるが惜しくも誤釋である⁶⁴。

西曆千四百七十四年（成化十年）にも琉球使臣が福州で放火・殺人・強盜に及んだ。明國は貢期を二年一貢に減らして罰とした。大事件であり、明史琉球傳など諸書に見える。

『皇明實錄』成化十四年（西曆千四百七十八年）陰曆四月十八日己酉の條によれば、尚眞王は明國皇帝の冊封を要求するとともに一年一貢に復舊すれば諸夷を控制（制御）できると願ひ

⁶⁴ 以上三條の福建沿岸事件について諸研究は、西里喜行「中琉交渉史における土通事と牙行（球商）」、『琉球大學教育學部紀要』第五十號、平成九年（西曆千九百九十七年）。赤嶺守『琉球王国』第二章、第六十八至七十一頁、講談社、平成十六年（西曆二千四年）。眞榮平房昭「明朝の海禁政策と琉球」、『交通史研究』第六十七號、平成二十年（西曆二千八年）。前引岡本弘道「明朝における朝貢國琉球の位置附けとその變化」第二十一頁。岡本氏は景泰二年の事件を福建沿岸とする。

出た。諸夷を制御できるといふ自信は琉球の武備及び大航海経験無くしては難しい。同條に更に曰く、

「（近年）其の使臣、多く福建逋逃の徒に係り、狡詐百端、殺人放火す」

と。福建から逃亡した犯罪者が琉球が派遣した使節となってをり、取りも直さず久米村の唐人が犯罪者だったことになる。後に冊封副使高澄は陳侃に随って渡琉した際、この一群の民を福州の「河口の無頼」と呼んだ⁶⁵。彼らは福建沿岸島嶼で琉球船を迎へて結託朝貢したのかも知れない。陳侃以前に河口の無頼が遠く琉球の地で暴虐を働いたといふ記載は無い上に、しかも陳侃・高澄の敘述中でも、河口の民は航海術を持たなかった。

河口の民であれ琉球使節であれ、福建では亂暴して琉球では亂暴しないのであるから、琉球の海洋霸權が遠く福建に及び、福建の霸權は琉球に及んでゐなかつたことが分かる。

琉球使節は朝貢するたびに朝貢頻度を増やしたいと要求し、明國側は厭ひながら斥逐できないことが、『明史・琉球傳』に列擧される。何故他國に對しては斥逐するのに、琉球には強迫されても斥逐しないのか。西曆千四百七十八年には琉球人の殺

⁶⁵ 蕭崇業『使琉球錄』卷上引高澄「操舟記」。

人放火を責めながらも尚真王を冊封した。弱みを握られたかの如くである。その背景は宦官乃至沿岸巨賈が琉球貿易で得る利潤である。琉球武商は朝鮮から東南アジアまで大航海大貿易し、明國はその實力に拂逆し得ざること今日我々の想像を遙かに超えていたのである。西暦十六世紀後半になるとポルトガル、スペイン、オランダが相繼いで琉球の實力に取って代はる。

如上の諸事件は琉球の朝貢者が武闘派であり持續的に國外を騷擾してゐたことを示す。尖閣海洋霸權を琉球が握ってゐたことは明らかだらう。琉球側がそれ以前から尖閣を發見命名してゐた可能性はあつても逆の可能性は無い。

〈寧波事件が尖閣最古の記録を産んだ〉

琉球人が海西に武闘すること百餘年の後、西暦千五百二十三年春夏の間に寧波の亂が起る。恰も福州人謝蕢（しゃぶん）は北京で言官に任ぜられてをり、海防に危機意識を抱き、上表して福州府の入口の河道を論じた。ほぼ曰く、

「福建は琉球および日本内地と接してゐるので、明國草創以來、倭寇に備へる衛戍を設置し、福州の入り口は曲折する河道によつて琉球からの朝貢船を迂回させてゐた。有事の際に福州府を直撃させないためである。しかし弘治十一年（西暦

千四百九十八年）に鎮守宦官鄧原が新たな直通河道を開鑿し、それ以後琉球使節は迂回せずに福州府に到達してゐる。今度の寧波の亂のやうな危機に備へるため、この河道を塞ぎ、琉球船には舊來の河道を迂回させるべきである。⁶⁶」

と。謝蕢は故郷福州を熟知するゆゑに、琉球人が隨時襲來して倭寇となるだらうと警戒してゐる。これより先、宦官鄧原は貿易の利潤ために河道を開鑿し、琉球を優遇した⁶⁷。明國東南部で貿易派の宦官と拒絶派の清官との鬭争は明初の鄭和時代から明末まで續くが、特に福州で鬭争の焦點は琉球である。

『皇明實錄』嘉靖四年（西暦千五百二十五年）陰曆六月己亥によれば、明國朝廷は琉球を通じて公文（勅諭）を室町幕府に送り、寧波事件の調停を求めた。謝蕢が琉球を倭寇と同一視したことは逆に明國朝廷に琉球經由の調停を意識させたであらう。

これより先、『明史』琉球傳、『皇明實錄』弘治元年（西暦

⁶⁶ 原文及び和訓文は、鄙著「漢文教材拾零和訓」、長崎純心大學『教職課程センター紀要』第五號、令和二年三月。

⁶⁷ 河道開鑿及び福州貿易について参照：小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』、昭和十四年、日本評論社、第二百四十三頁。

千四百八十八年）陰曆正月及び三月には、琉球使節が浙江省から朝貢したと記録する。しかし漂流したとの記述も無く、福建貢道の定例に違背し、日本内地を経由した可能性が高い。これは寧波事件で琉球に調停を求めるよりも早く、琉球と内地とが一體である實情は露はになってゐた。そのため楊載が琉球に道したといふ誤解が生まれることは後述する。

調停を求めてから五年後、嘉靖九年（西曆千五百三十年）陰曆二月、琉球使節蔡瀚（一に蔡澣に作る）が日本經由で明國に朝貢し、尚清王の冊封を求めるとともに、足利義晴が勘合符を求めるともたらした。明國朝廷は義晴の奏文に印信が無いため信ぜず、よって尚清が琉球王位を篡奪したのではないかと疑った。『皇明實錄』、『明史』日本傳、及び陳侃『使琉球録』に見える。⁶⁸

琉球は初期朝貢開始以後、明國に對して王位の安定繼承を假装するのが慣用手法であり、虚實相半ばして往往欺瞞に涉るこ

⁶⁸ 陳侃『使琉球録』に曰く、「嘉靖丙戌冬、琉球國中山王尚眞薨ず。越えて戊子、世子尚清表もて襲封を請ふ、禮部に下して議せしむ。禮部其の奚齊を以て申生を奪ふを恐れ、又た其の牛を以て馬に易ふるを恐れ、琉球の長史司をして復た其の實を覈せしめ、誑かす勿れと誠む」と。

とをも厭はなかった⁶⁹。明國側は察知しながら、宦官の利潤もあり、深く咎めなかったのであらう。寧波の亂以前に明國朝廷が琉球冊封を拒否したことは無く、西曆千七百七十四年に殺人放火により罰として二年一貢に減らした時も、冊封を拒絶しなかった。ところが寧波の亂を承けて頓に琉球を咎めるに至ったのである。事件による危機意識の大きさとともに、ポルトガルが廣東方面で貿易を開始したため、明國の宦官の眼中で琉球の地位が低下したのが原因だらう。

寧波の亂後も明國朝廷は最終的に尚清を信任して冊封することとなり、西曆千五百二十四年に冊封使陳侃らが琉球に派遣された。陳侃は琉球行を詳細に記録し、歸國後に朝廷に報告書を提出した。それが後の歴代使琉球録の祖となり、釣魚嶼の最古の記載を産んだのである。陳侃が詳細に報告した目的は書かれ

⁶⁹ 琉球王位繼承の安定を装ったことについて先行研究は多く、例へば伊波普猷「琉球史上に於ける武力と魔術との考察」、二田史學會『史學』第五卷第三號、昭和二年七月、第八十七頁。生田滋「琉球國の「三山統一」」、東洋文庫『東洋學報』第六十五卷第三及第四號、昭和五十九年。高瀬恭子「同時代史料にみる古琉球の王たち」、沖繩縣立圖書館『史料編集室紀要』第二十八號、平成十五年。

てゐないが、上述の経過を参照すれば、一種の探偵的業務を兼ねてゐたと考へられる。

陳侃の航路は琉球人が導引したこと上述の通り。そして西暦千五百五十六年鄭舜功『日本一鑑』によれば、陳侃の従者の一人は日本の路程を知つてゐたので、福建の人々は陳侃の渡琉以後やっと琉球を経て日本まで一路渡航する海路を知つたといふ⁷⁰。

陳侃一行は琉球航路を知らなかったが、しかし陳侃の従者は日本航路を知つてゐた。その意は、陳侃の従者は寧波から博多經由の通常の日本路程のみ知り、一行中の誰も福建から那覇への琉球航路を知らなかった。陳侃の功によってこの兩路が繋がる。

⁷⁰ 鄭舜功『日本一鑑』「桴海圖經」第一卷第一葉に曰く、

「嘉靖の初め、給事中陳侃、道を福建に取りて以て往く。其の従人に日本の路程を識る者あり、故に閩海の人、因つて道を小大琉球に取り、諸海山に沿つて一路にして去るを知る。」木村晟『日本一鑑の総合的研究』影印第四百八十七頁、棧伽林、平成八年。なほチャイナ側はこの「因知」（よつて知る）及び陳侃二喜を無視して、元から福建人が知つてゐたかのやうに捏造解釋することが多い。例へば鄭永常「鄭舜功日本航海之旅」上海中國航海博物館『國家航海』平成二十六年第九輯。

り、福建から琉球を経て一路日本内地に至る全航程が分かるやうになり、數年前に琉球使節が幕府に朝覲した路程を明國當局は知ることができただらう。寧波事件の餘波未だやまざるに際し、陳侃がこのやうな従者を帶同した目的は、密偵して善後策をなすためであらう。

陳侃の出航時、琉球の前驅船が沿岸で座礁したため、福建の船を琉球が借りて前驅することになった。陳侃『使琉球録』は平原君の趙楚合従の隨員毛遂の語を引いて、船を提供するのは「趙のため、亦た楚のための意なり」と述べる。國の大小はあれど、合縱連衡は平等外交の故事であるから、形式上で盟主と屬國とを比喻するには不適切であり、對等の實態が透けて見える。

しかも毛遂の原辭は「爲楚、不爲趙」であり、中原に近い小國趙が、異民族の大國楚に盟約を求めてゐる。原意のまま援用すれば小國琉球が大國明に盟約を求める比喻となるが、陳侃はわざわざ否定詞「不」を取り去つて平等互惠の意としてゐる。強大な日本を背後に持つ異民族の琉球と、原則上は中原文明の大國と、どちらが楚でどちらが趙であるか不明瞭であり、同じく失當である。

要するに琉球の尚武は福建沿海を騷擾し、もともと警戒されてゐた處へ、寧波事件でさらに警戒心が高まり、そこで強大な

る琉球國の未知の實情を探偵し、その過程で歴世來はじめて釣魚嶼を記録した。導航したのは琉球の役人である。歷程を概観すれば尖閣は琉球の海洋霸權下に在り、琉球人が熟知してゐた可能性が高い。

〈楊載が日本から琉球經由で歸國したと誤認〉

西曆千五百六十一年の鄭若曾『琉球圖説』によれば、楊載が琉球に派遣される前、洪武四年（西曆千三百七十一年）に日本から琉球を経て歸國したかのやうに見えて、近年注目されてゐるが⁷¹、誤りである。

楊載が「道琉球」（琉球を經由）した記載は、西曆十六世紀後半の漢籍二種に見られる。

西曆千五百六十一年、鄭若曾『琉球圖説』（簡短）

千五百六十八年、鄧球『皇明泳化類編』（やや詳）

千五百八十六年、王圻『續文獻通考』（ほぼ鄧球と同文）

⁷¹ この論の始見は佐久間重男「明代の琉球と中国との關係—交易路を中心として」、『明代史研究』第三號、昭和五十年（西曆千九百七十五年）。重録・佐久間重男『日明關係史の研究』第七十二頁「明初の琉球と三山統一後の情勢」、吉川弘文館、平成四年（西曆千九百九十二年）。近年では前引赤嶺守『琉球王国』第一章、第二十五頁。

この二種より更に古い漢籍にもある筈だが未閲である。鄧球は鄭若曾よりも詳細ながら過去の研究で論及されたことが無く、このたびの小発見として良い。鄧球卷百二十一「琉球」條の記載を現代譯すれば次の通り。

「洪武五年（西曆千三百七十二年）王子、楊載は日本に使用して歸った（際に）、琉球に道を取り（道琉球）、そのまま琉球に詔諭した。琉球王は（明國への）服屬を願ひ出た。この年七月、（琉球王は）使者を派遣して朝貢した⁷²。」

と。これは史勢に合致するのは確かであり、日本人が琉球の航路を楊載に教へたであらうことを聯想させる。しかし少し早い西曆千五百五十七年の高岱『鴻猷録』卷六「四夷來王」は更に詳しく述べる。今譯して曰く、

「洪武三年（西曆千三百七十年）、楊載は日本に派遣された。日本王は使節を派遣し、詔諭の使節（楊載ら）の歸國とともに明國に朝貢した。楊載は既に日本に派遣された後、また琉球に派遣された。洪武五年王子の七月、琉球は使者を派遣し、楊載とともに明國に朝貢した⁷³。」

⁷² 原文及び和訓文は、鄙著「漢文教材拾零和訓」、長崎純心大學『教職課程センター紀要』第五號、令和三年三月。

⁷³ 原文及び和訓文は前註七十一に同じ。

と。比較すると高岱の原文には「既」（すでに何々するや）の字があり、「（派遣された）後に」といふ現代語譯が適合する。日本に派遣された後にまた「遣琉球」となったのである。鄧球の「道琉球」は恐らく「遣琉球」の形似による誤寫であり、先に琉球經由で歸國したのではない。鄧球の洪武五年の第一句は、既往の年度に遡及しながら「既」が省かれてゐるため、歸國後でなく歸途上でと誤解される句型となった。もとは西暦千五百五十七年の高岱『鴻猷録』の記載（もしくは更に早い同一の記載）を鄭若曾（もしくは更に早い撰者）が史勢にもとづいて略述して誤解したと考へられる。

この句の誤解がなぜ流布したのか。前述の寧波の亂を見れば分かる通り、明國人の眼中の琉球はほぼ日本領域であり、さらに陳侃以後には琉球を経て日本内地へ一直線航路の存在することも知られるやうになった。そこで先に日本内地から「道琉球」した方が路程指南を得やすいといふ概念が形成され、二百年前の楊載を誤解して「道琉球」の記述を産んだと考へられる。

〈西暦千五百二十四年以後〉

西暦千五百二十四年（嘉靖十三年）陳侃渡琉以後は明國側から琉球を襲撃する事證若干が史籍中に見える。

『皇明實錄』嘉靖二十一年（西暦千五百四十二年）陰曆五月の記載に、漳州人陳貴が琉球に渡航して密貿易せんとし、琉球側がこれを招引して入港せしめ、大事件となった。但し注目に値ひするのは琉球側の招引を必要としたことである。

嘉靖三十七年（西暦千五百五十八年）陰曆正月の記載によれば、三十五年（西暦千五百五十六年）に倭寇が浙江から琉球の海域に至り、尚元王は派兵して邀撃殲滅したといふ。この記録は琉球の武力を示してゐる。

琉球側の史料では、西暦千五百二十二年の眞珠湊（まだまみなど）碑文と、西暦千五百五十四年の屋良座森（やらざもり）ぐすく碑文とが對照的である。前者は眞珠湊（那覇港）の外周道路及び橋梁の落成記念碑であり、「ぐすく」（具足城）と「みづ」（入り江）を「かくご」（格護）するといふ設置目的を述べる⁷⁴。疑ふらく寧波事件の前夜、内地で大内細川の闘争劇しきにより、琉球では倭寇來襲に備へたのかも知れない。軍事目的ではあるが緊急性は無く、廣く文武道俗を集めてめでた

⁷⁴ 原文は入田整三『日本名筆全集』第八冊「金石文集」、解説第三十頁、雄山閣、昭和六年。参照：塚田清策「沖繩の眞珠湊碑の研究」、『信州大学教育学部紀要』第十七號、昭和四十一年。

く落成を慶賀してゐる。

後者の屋良座森城は、『中山世鑑』によれば西暦千五百五十年から築造され、西暦千五百五十三年に竣工した。竣工年に嘉靖倭寇があると預報されてをり、築城して戦に備へる目的である。後期倭寇は福建人を中心とする。竣工前、西暦千五百五十四年に建てられた碑文は馳せ参じる二軍を鼓舞する⁷⁵。且つ曰く、

「むかし（昔）からいくさ（軍）かぢよく（海賊）のき（來）ちやることは、な（無）きやものやれども」

として、往時の天下泰平を述べる。まさしく陳侃以前、平安の昔日、琉球の海洋覇権が福建沿岸まで届き、福建海賊が琉球に來襲しなかったことを反映してゐる。備へあれば患ひなし、予測通り、西暦千五百五十六年に倭寇が浙江から來襲し、尚元王

⁷⁵ 原文は羽地朝秀『琉球國中山世鑑』卷五、國吉弘文堂、昭和八年、第九頁。参照・伊波普猷『古琉球』第八十九頁

「琉球に於ける倭寇の史料」、沖繩公論社、明治四十四年。東恩納寛惇『南島風土記』島尻郡豊見城村の條、沖繩財團、昭和二十五年。高良倉吉「古琉球碑文に見る王国中枢の防衛体制」、『琉球アジア文化論集、琉球大学法文学部紀要』第二號、平成二十八年。

がこれを撃退したのが前引の史料である。

これら福建の船舶は歸化三十六姓とは別の群團である。福建の船舶が琉球に來航するやうになった所以は、陳侃提供の航路情報に助けを得たのみならず、歴史的大勢として琉球が東南アジア貿易に獨霸となり得た時代はポルトガル人進出を以て終りを告げ、福建人・ポルトガル人・日本人の混合した後期倭寇の覇権が増長したことを示してゐる。しかしこの時期もなほ明國人は尖閣海域を自力渡航できず、琉球人の導引に頼り續けたと考へられる。それは西暦千五百六十二年、千五百七十九年、千六百六年の冊封二度ともに琉球派出の人員が冊封船内で導引したことを見れば推測できる⁷⁶。

この趨勢下、薩摩の側も琉球に進出する武力を強め、西暦十六世紀末になると、豊臣秀吉が琉球經由でルソンに使節を派遣し、武を以てスペインを威嚇した。これに對して明國東南沿海の浙江、福建、廣東各省は大いに警戒し、沿海地區に琉球人が出現すれば倭人が詐稱してゐるのではないかと審問するやうに

⁷⁶ 郭汝霖、謝杰、夏子陽の冊封使録に見える。参照・いしゐのぞむ『和訓淺解、尖閣釣魚列島漢文史料』長崎純心大學比較文化研究所、平成二十四年。いしゐのぞむ『尖閣反駁マニュアル百題』、集廣舎、平成二十六年。

なる。秀吉が朝鮮出兵と同じく臺灣海峡にも出兵することを明國當局は恐れたのである⁷⁷。尖閣海域は日本琉球の覇権内に位置することが益々明確になった。

江戸時代に至り、幕府の海禁體制は與那國島まで覆ひ盡くし、民間唐船が尖閣を経由して琉球に來た記録は無い。明清國人にとって琉球航路は一貫して掌握外であったこと、筆者十年來の諸著作に明らかにした通りである。

〈琉球倭寇の南進〉

琉球國船は西曆十四世紀末葉から東南アジアに進出して貿易し、大航海時代に比せられること周知の通りであるが、武力を持たずして進出することは不可能である。福建沿岸を騷擾したと同じく東南アジアでも武威を耀かせたことは史料に散見する。例へば『皇明實錄』成化十四年（西曆千四百七十五年）陰

⁷⁷ 詳しくは拙著「グロチウスの尖閣、八重山日報より」、長

崎純心大學院『人間文化研究』第十九號、令和二年二月。渡邊美季「琉球人が倭人か」では、明國東南各省が警戒を強めたのは朝鮮出兵が原因だとするが、それは遠因に過ぎない。渡邊美季「琉球人が倭人か、十六世紀末から十七世紀初の中国東南沿海における「琉球人」像」、『史學雜誌』第百十六卷第十號、平成十九年。

曆二月、琉球船が漂流し、占城國の頭目波籠阿麻の指揮下の軍となつて安南國を侵掠した。豊見山和行氏は琉球人の目的を謎としつつも琉球人の戦闘行爲はただの商人ではなかった可能性を示すとした⁷⁸。これは琉球が強大な倭寇であったことを理解すれば何ら不思議ではない。

西曆十五世紀後半から十六世紀前半まで、東南アジアのアラブ人とポルトガル人の航海誌にはしばしば琉球人が出現する。いかなる琉球人であったのか、百年間にわたり議論されて來たが、近年中島樂章氏がこれを細大遺さず輯評してゐる⁷⁹。

當時の琉球人は、アラブ語でAL・GHUR（アル・グール）、ポルトガル語でゴール（ゴレス）と呼ばれ、アラブ語でまたLIKIUW（リキウ）、ポルトガル語でまたレキオ（ス）となる。Lを頭音とするのは琉球二字の唐土字音である。代表的史料はアラブ人イブン・マージドの航海術書や⁸⁰、ポルトガルのトメ・ピレス『東方諸國紀』などがある。

⁷⁸ 豊見山和行『琉球・沖縄史の世界』第四十七頁、吉川弘文館『日本の時代史』第十八冊、平成十五年。

⁷⁹ 詳細は中島樂章『大航海時代の海域アジアと琉球、レキオスを求めて』、思文閣、令和二年。

⁸⁰ イブン・マージドの航海術書『Kitab al Fawa'id』、西曆千

これらアラブとポルトガルの史料では、グール、ゴーレス即ち琉球人は色白で、鋭利な長短の鐵劍を挿し、禮と義とを重んじ、武と勇を以てチャイナと闘ってゐる云々と書かれてゐて、日本武士の特徴が現代論争の焦點となつてゐる。今これを琉球の倭寇として、琉球人と倭寇とを同一群體とすれば諸史料を通過可能である。⁸¹

チャイナと闘つてゐるといふのは、東南アジアの唐人に對して武闘することを常とし、前述の福建での武闘と同じだったのだらう。西曆千五百四十四年、スペイン巨賈エスカランテが記録したシャムのポルトガル軍人フレイタスの目睹談でも、當地の人品賤しからぬレキオスが唐人から商品強奪など紛争を起こしてゐたといふ⁸²。琉球人が唐人と闘ふ一貫した形象はこの

五百七十六年、フランス國家圖書館藏原本、Arabe-2292 (MS-2292)。「Recueil d'ouvrages relatifs à la navigation, par Shihāb al-Dīn Ahmad ibn Magīd ibn Muhammad ibn 'Umar al-Sa'dī」第六十九葉（電子第百五十八頁）第十行、十一行に「AL-Ghur, Al-Ghuri, Likwu。」

⁸¹ 参照：新垣清『沖縄空手道の歴史、琉球王国時代の武の検証』第六章「海の武装商人」、原書房、平成二十三年。

⁸² 岸野久『西欧人の日本発見』、附録資料第二十六頁、吉川

年代がほぼ末尾であらう。

これ以後はポルトガル人が貿易の主役となり、琉球貿易は衰微する。逆に言へば、後にポルトガル等の握った覇權はもともと琉球のものであり、それまで琉球の廣域覇權は強大無比だったのであるから、八重山近隣の尖閣も琉球覇權下に在ったとして何ら矛盾は無い。

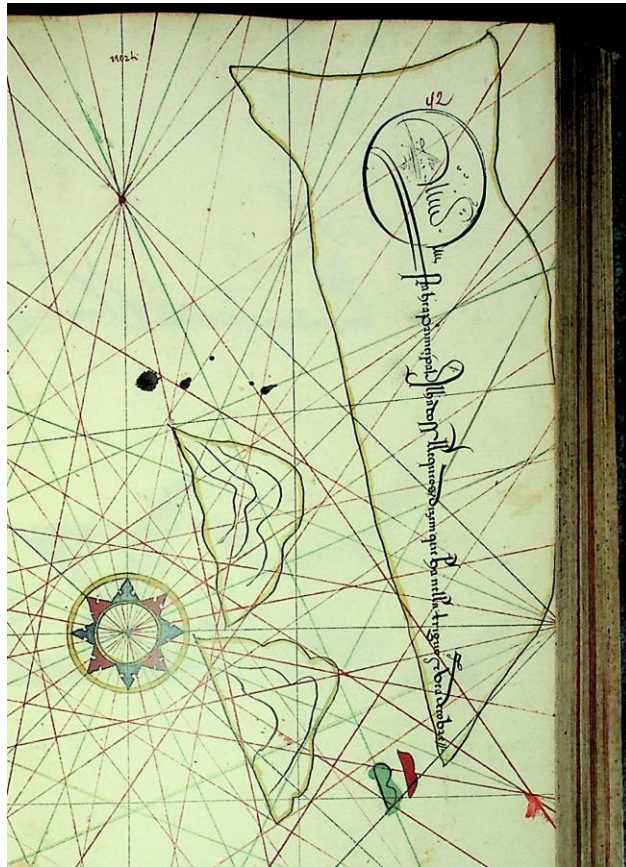
グール・ゴーレスはカワラ、グラル、甲螺などと同一種の武倭寇とする説が近年の研究では優勢である⁸³。前人の説はかつて甲螺を「かしら」（頭目）の變音としたが⁸⁴、地名にシを含んでカシラとなり、倭寇的色彩を兼ねるものが見つからないため、説は通じにくい。筆者はさらに古代日本勢力領域の加羅（任那）もまた同源ではないかと考へる。

中島氏が特に焦點をあててゐるのがポルトガルの航海士ロドリゲスの地圖中のレキオスである（圖版四）この圖は西曆千五百弘文館、平成元年。

⁸³ 橋尾直和「按司の名称をめぐる語源に関する比較言語学的考察」、『高知県立大学文化論叢』第二號、平成二十七年。

⁸⁴ 齋藤正謙『海外異傳』第五葉、嘉永三年（西曆千八百五十五年）惜陰書屋版。横井時冬『日本商業史』第二十五章、第一百二十九頁、金港堂、明治三十一年版。

百十一年にポルトガルがマラッカを占領してから數年中にマラッカで成り、マレー族系の航海士の提供情報を取って依據としてゐる。平成二十一年にガルシア氏がこの地圖を影印刊行し⁸⁵、價格は高いものの幸ひこのたび日本國際問題研究所領土主權歴史センターにも藏せられることとなった。



圖版四 『O livro de Francisco Rodrigues』 folio 42、レキオス。

⁸⁵ José Manuel Garcia 編 『O livro de Francisco Rodrigues : o primeiro atlas do mundo moderno』、Editora da Universidade do Porto 刊、平成二十一年（西曆二千八年）。

ロドリゲス圖の第四十二葉には臺灣島が描かれ、島中にポルトガル語で「Esta he a principal ilha dos Liqueos」（これは琉球の主島である）云々と注記され、沖繩の物産に言及がある（圖版四）。物産は沖繩だが、形状は一大島であり、ほぼ間違ひなく臺灣である。

西曆十七世紀前半まで、明國及びポルトガルでは臺灣島を南北に分散した群島と誤解してをり、一大島として認識することが無かった（圖版七）。それに較べてロドリゲス圖で一大島と成つてゐるのは極めて早い。

後に西曆千五百九十七年にマニラで製作されたコロネル氏の臺灣島圖も一大島となつてをり（圖版五）、鄙見では豊臣秀吉の使節がマニラにもたらした情報にもとづく⁸⁶。前人の研究ではこれを一大島状の最も早い年代と考へてゐたが⁸⁷、ロドリゲス圖は八十餘年早い。これより早く琉球人は東南アジアに

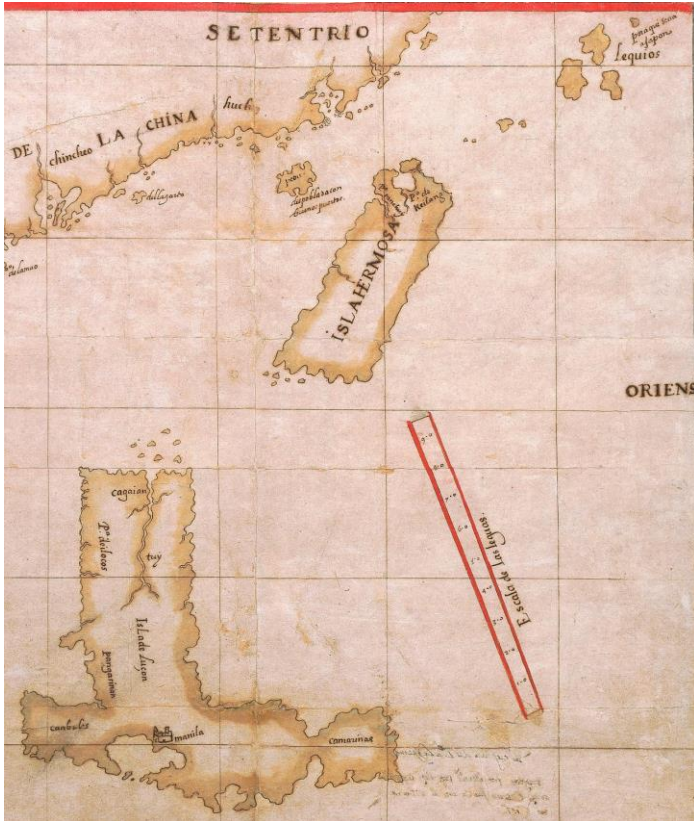
⁸⁶ 詳細は鄙著「歐洲史料尖閣嶼祭録」第九十八回、平成二十九年一月十日、『八重山日報』。

⁸⁷ 例へば翁佳音「蕃薯圖像的形成——十六、十七世紀臺灣地圖的研究」（空間新思維——歴史輿圖學國際學術研討會、國立故宮博物院主催、平成二十一年十一月一日）では、最古の臺灣一大島認識を西曆千五百九十七年ルソンのコロネル氏地圖とする。

進出してゐたので、道程中の臺灣島の情報を東南アジアにもた
らすのは容易だった筈であり、疑ふらくその情報がロドリゲス
圖に採用されたのであらう。

圖版五 コロネル製 (Hernando de los Rios Coronel) 臺灣圖
(無標題)。インディアス綜合古文書館藏。
ES.41091.AGI/27.11//MP-FILIPPINAS,6 <http://pares.mcu.es>

圖中の「ISLA HERMOSA」は臺灣島。東北(右上)に琉
球・西南(左下方)に呂宋。



ロドリゲスは終始臺灣に渡航したことは無く、マレー族系の
航海士が臺灣に往つて貿易した記録も無い。中島氏はロドリゲ
ス圖の情報源を密航唐人が提供したものと推測するが、明國側
には一大島情報が全く存在しないので、中島氏が何故さう推測
するのか不可解である。凡そ明國清國の持つ海外新情報は概し
て海外唐人(密航唐人を主とする)がもたらしたものであるから
、明國側が認識した臺灣南北分島説も主に密航唐人がもたら
したものである。かりに密航唐人が西暦十六世紀初葉に既に一
大島認識を得てゐれば、それは南北分島認識の出現よりも早
い。中島氏の推測にもとづけば、明國(及びポルトガル)は先
に得た一大島認識から後に南北分島認識へ退歩し、そのまま明
末に至ることになる。

臺灣島中に沖繩の物産を附注するのは、勿論小琉球と大琉球
とを混同してゐる。この混同は西暦千三百七十二年(洪武五
年)に使節楊載が冊封する際に沖繩を琉球(流求)と呼んだこ
とに始まる。疑ふらく前年に日本側が楊載に情報を提供し、沖
繩は琉球であるとしたのだらう。そのまま沖繩は琉球を名乗り
續けた以上、小大琉球の混同は必然であった。沖繩が秘密主義
を基本として貿易獨占を圖つたことも混同の一因ではないか。

當時ロドリゲス圖もコロネル圖も外界に流布しなかつたた
め、一大島認識はすぐに普及せず、西暦千六百二十四年にオラ

ンダが臺灣島に上陸するまで普及を待たねばならない。オランダが上陸後に製作した最初の一大島状の圖はヤコブ・ノルデロウス (Jacob Noordoos) 作「Packan」(北港) であり、上陸直後の探査にもとづき西暦千六百二十五年に作られたとされる⁸⁸⁾。

それ以後ブラウ氏 (Blaeu) の臺灣一大島圖諸幅はオランダ人の製作した代表的地圖群であり、その東南側にはタバコシマ(今の蘭嶼)を伴ふ⁸⁹⁾。シマと呼ぶのは日本琉球の覇權を示してゐる。何故なら異邦人が日本文化領域外の地名を日本語で呼ぶのは歴史上にほとんど見られない現象である。

圖版六 ブラウ氏製 (Joan Jansz Blaeu)、東印度より臺灣附近。圖中に1687の標記あり。臺灣島の東南側に「Botel Tabacoxima」(たばこ島)あり。ハーグの國立文書館藏、第二八八八番、102d-96a7-003048976d84。
www.gahetna.nl。

⁸⁸⁾ 参照：曹永和『臺灣早期歷史研究』内「歐洲古地圖上之臺灣」第二百五十一頁。聯經出版公司、昭和五十四年。

⁸⁹⁾ 参照：いしみのぞむ「尖閣海域史辨妄」、長崎純心大學『人間文化研究』第十五號、平成二十九年。



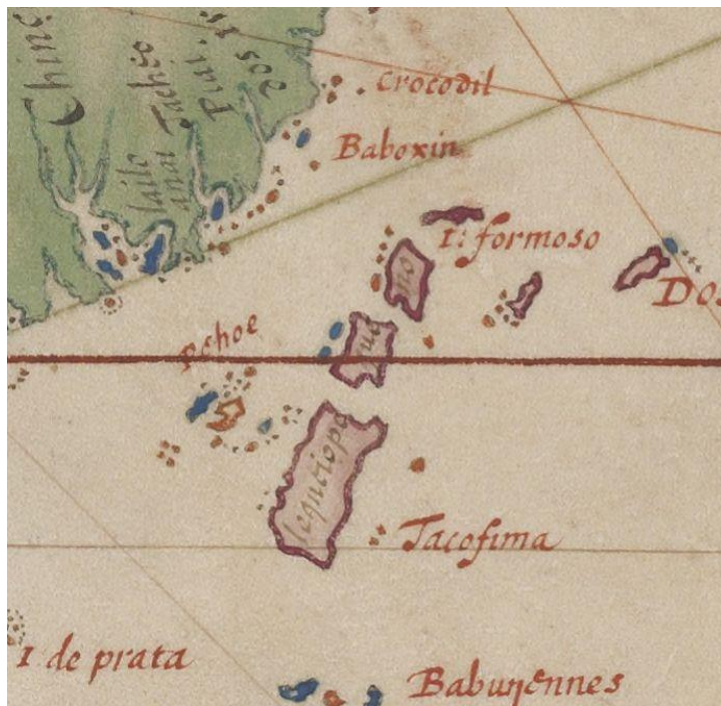
ブラウ氏諸幅は南歐式の *Xi ma* と標し、オランダ式の *Si ma* で標記しない(圖版六)。オランダが臺灣に進出するよりも前にスペイン人が日本名シマの情報を擁してゐたことが分かる。オランダ人が日本人の手中から直接シマ情報を得たならば、その後のオランダ人製圖で南歐式に *Xi ma* と書き換へることは考へにくい。ノルデロウス圖にもタバコシマの名がなく、オランダ人が自ら得た情報ではないことが分かる。

最も注目すべきはオランダのヘッセル・ヘリツ手彩「南洋太平洋圖」である。臺灣は一大島でなくポルトガル昔日の南北三分島のままで、東南側に「タコシマ」があり、オランダ式の *Si ma* (*Fi ma*) と標せられてをり(圖版七)、スペイン式の *Xi ma* ではない。ヘリツ氏は圖の標題(スペイン語)の下に千六百二十二年と署し、後に誰かが千六百三十四年と書き換へてゐるが(圖版八)、臺灣の南北分島の状はオランダ人上陸前の情報にもとづいてをり、西暦千六百二十二年原圖に既に *Si ma* と標記されたと考へられる。タコシマの筆跡は圖中の他地名と異ならず、附近地域にも書き換への痕跡は無い。

ヘリツは東印度會社アムステルダム支社 (*kamer*) の第一代首席製圖師であり、西暦千六百三十二年に卒し、第二代からは

ブラウ氏父子が任ぜられた⁹⁰。

圖版七 ヘッセル・ヘリツ手彩「南洋太平洋圖」より。
Tacos(Ti ma 附近。Mar del Sur: Mar Pacifico by Hessel Gerritsz,
フランス國家圖書館 ark:12148/cb406204799



⁹⁰ Gunther Schilder 「The Netherland nautical cartography from

1550 to 1650」、収録誌 『Revista da Universidade de Coimbra』第

三十一卷、西暦千九百八十五年、第百九至百十頁。

圖版八 ヘリツ「南洋太平洋圖」下部署名



上陸後に臺灣島の形状を描き換へることは殖民者の要務であって、オランダ東印度會社の製圖師が三分島を改めずに單に *Sima* のみ添加することは考へにくい。この圖に臺灣上陸後の新情報は加はつてゐないと推測できる。

このタコシマは孤出であり、そこから諸幅のタバコシマに直線的に發展することは考へにくい。信じ得るのはタバコシマに先行してタバコシマが存在し、ヘリツ圖で「バ」のみ脱落したが、

後にブラウ氏諸幅は別の早期スペイン情報にもとづき修正したのだらう。よつてタバコシマの始出年は、早期南北分島式の臺灣認識の時代の中に遡り得る理となる。

西曆千六百二十二年までに日本が臺灣近海でスペインと通交した記録は、西曆千六百十五年島津遣使⁹¹、乃至西曆十六世紀末の秀吉遣使であり、ともに途中琉球を経由する。島津遣使は秀吉以後二十年ぶりであるため舊情報に頼った可能性が高く、コロネル圖の一大島認識を併せて考へれば、*Xima* の命名は秀吉遣使まで遡る可能性が高い。秀吉の霸權は既に臺灣東岸航路に及んでゐたであらう。

相輔けて證となるのが朱印船諸圖である。著名な角屋圖（伊勢神宮徴古館藏）及び東京國立博物館藏圖（A19343）はともにポルトガル式の臺灣南北二島を藍本としつつ日本の知見を以て二島を連結せしめてをり（圖版九）、かなり早期の作成とされる⁹²。日本で獨自に一大島認識に至つたのであり、口

⁹¹ 参照・石井望「尖閣大航海時代」第五十六回「朱印船で對スペイン。琉球は薩摩だと通告」、『八重山日報』平成二十年十二月十六日。

⁹² 中村『御朱印船航海図』、丸善書店、昭和四十年、第十一章、頁四百八十。

ドリゲス圖、ノルデロウス圖、ブラウ圖の一大島状を採用したのではない。その中にタバコシマの名が標記されてをり、情報源はヘリツ氏圖よりも先行するであらう。臺灣島東岸を航行せねばタバコシマの呼稱は産まれ得ず、航行すれば一大島認識に到達するのも宜なることだらう⁹³。



⁹³ タバコシマ及び一大島認識について、概論は拙談「臺灣全島の發見者、日本の琉球人だった」、『八重山日報』令和四年元旦版第二十四及び三十五面。

さればロドリゲス圖の臺灣一大島は、琉球武士が既に臺灣東岸を往復航行してをり、その認識を東南アジアにもたらした可能性が極めて高い。そして朱印船時代の諸圖がその情報を承継いだとすれば思ひ半ばに過ぎる。琉球人が臺灣島の東西全周を掌握すれば、尖閣を發見命名した可能性も従って高いのである。

圖版九 角屋七郎次郎舊藏、現標題「アジア航海圖」、伊勢神宮徴古館藏。

今録するのは大塚英明「羊皮紙に描かれた航海図」より、至文堂『日本の美術』第四百二十八號、第五十二頁所載。

ついでながら、西暦千六百十五年の島津遣使では、琉球がもと薩摩の附庸であるとスペインに通告したことも見逃せない。現代國際法の基準でも公式の對外通告と看做し得よう。漢文の「附墉」の本義は都城に依附する小城であり、遠洋の朝貢國を附庸と呼ばない。この通告「薩州刺使より呂宋國に致すの書」は『江雲隨筆』に收められ、平安建仁寺大中院及び東京都立中央圖書館に寫本があり（圖版十）、このたび兩全本を撮影

し、ともに日本國際問題研究所領土・歴史センターに藏せられてゐる⁹⁴。

宮古八重山諸島では西暦十三世紀から十五世紀末まで大量の白磁、青磁が出土し、倭寇が元國明國と交易した遺物とされる⁹⁵。特に八重山の南側の竹富島、波照間島の村落遺跡は、南方へ通じる海洋交通乃至臺灣東岸航路を聯想させる。八重山の英雄赤蜂も波照間から崛起し、石垣島へ渡海擧兵したと傳説される⁹⁷。

⁹⁴ 参照：石井望「尖閣大航海時代」第五十七回「スペイン貿易斷絶、薩摩藩管下の琉球」、『八重山日報』平成三十年十一月二十二日。『江雲隨筆』については、今次研究の進行に或は先んじ或は後に東京大學史料編纂所でも研究が進んでゐるやうである。参照：村井章介「近世初頭、対馬・朝鮮間のへ境界文書」群、『江雲隨筆』の魅力語る」、『朝鮮史研究会論文集』第五十八號、令和二年。

⁹⁵ 前出稲村賢敷『琉球諸島における倭寇史跡の研究』。

⁹⁶ 参照：『國立歴史民俗博物館研究報告』第二百二十六號「中世東アジア海域における琉球の動態に関する総合的研究」、令和二年。

⁹⁷ 佐藤惣之助『琉球諸島風物詩集』第百六十一頁「波照間の

さらに、倭寇物語の流布も一證となるかの如くであり、西暦十六世紀初葉から百合若大臣物語が人口に膾炙する。百合若は西海中で諸外國と奮戦の後に一孤島に漂着し、まさに倭寇の形象に外ならない。百合なる武士はこれ以前の日本史上に見えず、その海洋的性格は海のシルクロード文化にまで關聯する。ユリシーズ（ウリセウス、オデッセイ）の航海物語の浸潤がかねてより論争されて來た。西暦十五世紀以來琉球武士が東南アジアに進出し、イスラム・ポルトガルの商人水夫らと會合交易する中でシンドバッド物語乃至ユリシーズ物語を習聞し、百合若物語が産まれたのではないか⁹⁸。

如上歴觀した古琉球史に於いて、倭寇レキオスが琉球、尖閣、福建沿岸の海域覇權を握り、琉球王命を奉じて東南アジアで宏圖を展開した。これに沿って構想すれば諸史料の辻褄が合ひ、日本の尖閣覇權が顯現して來る。廣域倭寇を軸に引き續き赤蜂」。京文社、大正十一年。

⁹⁸ 南方熊楠氏はパレンバンのイスラム唐人亞烈（施）進卿の來航を百合若に結びつける。南方「西暦九世紀の支那書に載せたるシンダレラ物語」、『南方隨筆』第七十二頁、岡書院、大正十五年。琉球は後に施進卿の子施智孫を護送するなど關はりがある。

史料を考索すべきである。

圖版十 『雲崖對州隨筆』（江雲隨筆内）

第二十葉「薩州刺史致呂宋國書」、

東京都立中央圖書館中山文庫藏、特3835番。

○薩州刺史致呂宋國書
日本國薩州刺史藤氏家久奉書
呂宋國司職閣下久聞貴國高名未通一書信者迺
邦遐遠而隔天涯萬里也茲審琉球本鬼方之國而
戴一角於右髻之上不知父子夫婦之有倫島居者
十有餘矣曩者我日本源氏有為賴將軍者遠征伐
鬼方之國而使知有父子之倫男女之別至今風俗
結髻於右髻之上攀上古鬼方之例也爾來為我薩
州附庸之國至今致貢獻於我州及聞琉球本與
貴國通財賄之有亡年尚矣二十年來不通商舶者
國小而財乏是故絕信者多罪々々今也 日本大

(下篇終)